≪平成24年度~28年度≫

# 島原市教育振興基本計画

~ 生命・きずな・感謝の心 ~



島原市教育委員会

## 島原市教育方針

島原市の教育は、先人が築いた郷土の伝統と文化を継承し、人間尊重の精神と自然に対する畏敬の念を重んじ、社会の変化に対応し世界の平和に 貢献できる調和のとれた市民の育成をめざす。

そのためには、噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」 の精神を引き継ぎ、郷土に誇りをもち、国を愛する心を育てるとともに、 心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図る。

学校、家庭、地域はそれぞれの役割を認識し、一体となって地域の教育力の向上に努め、生涯を通じて学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わるものは、その責任と使命を自覚し、自らの識見を 高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身に付け、本市教育の 充実と発展に努めなければならない。

## 島原市教育努力目標

- 確かな学力を身に付け、豊かな心の育成を図る学校教育の推進
- たくましく生きるための健やかな体を育成する学校体育の推進
- 子どもから大人まで共に学び合う生涯学習の推進
- たくましい青少年の育成をめざす地域ぐるみの子育ての推進
- 伝統と文化を重んじ、郷土や国を愛する心を育てる教育の振興

## 目 次

第	1	章		計画	動の	策定にあたって	- 1
				1	計画	策定の趣旨	1
				2		の範囲	
				3	計画	の期間	1
第	2	章		島加	原市	の教育施策	- 2
			施	策化	本系		- 4
	第	1	節	À	学校	教育の充実	- 6
				1	心の	教育の充実	6
				2	確か	な学力を身に付ける教育活動の充実	11
				3	地域	との連携・協力による学校づくりの推進	13
				4	資質	・指導力の向上	16
				5	国際	化への対応	19
				6	食に	関する指導の充実	21
				7	特別	支援教育の推進	24
				8		かな体の育成	
				9	防災	教育の推進	29
	第	2	節	ネ	土会	教育の推進:	33
				1	「島	原市ココロねっこ運動」の推進	33
				2	地域	の特性を生かした公民館活動の推進	36
				3	社会	教育関係団体の育成と活動の推進	39
				4	図書	館活動の推進	41
				5	少年	センター活動の推進	42
				6	文化	財の保護・公開・活用	44
	第	3	節	才	改育.	環境の充実	50
				1	学校	施設の整備・充実	50
				2		教育施設の整備・充実	
				3		支援の実施	
第	3	章		計画	動の	着実な推進のために!	54
				1	計画	の周知及び関係機関との連携	54
				2		の進捗管理 ····································	
<b>《</b>	資	料	·>>	-			55

## 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨

平成18年12月に「教育基本法」が改正されました。この中で、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定すること、地方公共団体は、国の計画をふまえ、地域の実情に応じ、基本的な計画を策定するよう努めなければならないことが定められました。

これを受け、国は、平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定、県は、同年10月に「長崎県教育振興基本計画」を策定し、教育に関する基本的な方針や取り組むべき施策を示しています。

本市においても、国・県の教育振興基本計画との整合性にも配慮しながら、「島原市教育方針」の理念や、平成22年度に策定した「島原市市勢振興計画(第6次)」の教育分野における施策を具現化するためのアクションプランとして、「島原市教育振興基本計画」を策定することにしました。

#### 教育基本法

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 2 計画の範囲

本計画は、基本的に、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

なお、本市においては、機構改革により、平成20年7月から「幼児教育」、平成22年4月から「文化財を除く文化部門」、「学校体育を除くスポーツ部門」に関する事務について市長部局へ移管していますが、本計画では、幼児教育、文化・スポーツ振興等、教育委員会以外が担う施策についても、必要に応じて言及しています。

#### 3 計画の期間

この基本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年としますが、変更の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うものとします。

なお、成果指標は、「島原市市勢振興計画(第6次)」との整合性を保つため、平成30 年度までの目標値を掲げているものもあります。

### 第2章 島原市の教育施策

教育は、郷土や国の将来を左右する最優先の政策課題の一つであり、郷土の発展を担う 誇りと責任を自覚し、国際社会でも活躍できる心豊かでたくましく生き抜く力を身に付け た人材を育成していくことが大事であると考えます。

噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、学校・ 家庭・地域の教育力を結集して、心豊かで活力ある生涯学習社会の構築と広い視野に立った 施策の推進に努めます。

#### 1 児童・生徒の「生きる力」の基盤を育てます

#### 〇 豊かな心と健やかな体を育成します

- ・道徳教育の要である道徳の授業を充実させます。
- ・読書活動や文化・芸術教育の充実をとおして豊かな心を育成します。
- ・体育・食育の充実を図ります。
- ・体験学習(ボランティア・福祉・職場・野外宿泊等)をとおして心の教育や キャリア教育を推進します。

#### 〇 確かな学力を育成します

- ・少人数指導・習熟度別学習等のきめ細かな指導や「子どもの学びの習慣化」 の確立に努め、基礎的・基本的な知識・技能、及び、思考力・判断力・表現 力等の向上を図ります。
- ・教師の授業力の向上を図ります。

#### 〇 一人一人に応じた教育を推進します

・特別支援学級、通級指導教室の充実を図るとともに、特別支援教育支援員、 心の教室相談員、スクールカウンセラー等を適正に配置し、個々の支援体制 の充実を図ります。

#### ○ 国際理解教育や外国語教育の充実に努めます

- ・中学生の中国への訪問をとおして国際交流に努めます。
- ・外国語指導助手 (ALT) や外国語活動支援員を活用して、コミュニケーション能力を高めます。

#### 〇 生命の教育に努めます

- ・「いのりの日」や「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等をとおして、生命 の教育に取り組みます。
- ・被災体験の伝承、防災教育に努めます。

#### 2 地域全体で教育に取り組みます

- 〇 「島原市ココロねっこ運動」を推進します
  - ・学校・家庭・地域が連携・協力して体験活動や子育て支援の充実を図り、 青少年の健全育成を推進します。
- 公民館活動や社会教育関係団体の活動を推進し地域力の向上を図ります
  - ・いつでもどこでも誰でも学べる環境づくりを推進します。
- 〇 図書館活動を推進します
  - ・図書の充実、司書業務の充実、利便性の向上を図ります。
- 歴史・地質遺産の保護・活用をとおして自然を守り郷土を愛する心を育てます
  - ・旧島原藩薬園跡、松平文庫をはじめとする文化財の保護・活用に努めます。
  - ・島原半島ジオパークの学習を推進します。

#### 3 施設の安全・安心を確保するとともに教育環境を整備します

- 教育関係施設・設備の整備・充実に努めます
  - ・学校、給食施設、公民館、図書館の施設整備や学習環境の充実に努めます。
- 〇 情報機器の充実に努めます
  - ・コンピュータ他、情報機器を整備し、情報教育環境の充実に努めます。
- 〇 適正な修学支援の実施に努めます
  - ・市奨学金制度の適正な運営、就学援助制度の適正な実施に努めます。
  - ・東京学生寮の整備・充実を図ります。

## 施策体系

	努力事項	主 な 施 策	頁	具 体 的 な 取 組
		(1) 道徳教育の充実	6	校長・道徳教育推進教師を中心とした校内体制の確立, 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開,情報モラル教育
		(2) 人権学習の充実	7	人権週間の取組
		(3) 平和学習の充実	7	社会科見学, [8.9平和集会]
	1 心の教育の充実	(4)読書活動の推進	7	「朝の読書タイム」,「学校司書」を活用した図書館運営,学校司書等研修会,家族10分間読書活動,公共図書館との連携
		(5) 文化・芸術教育の充実	8	小·中学校合同科学作品展,北村西望賞教育美術展,中学校美術展,親子粘土教室,市民音楽祭
		(6)生徒指導の充実	10	不登校にかかる研修会,生徒指導担当研修会,心の教室相談員の活用, スクールカウンセラーの活用,適応指導教室「ひまわり教室」
	2 確かな学力を身に付ける	(1)授業改善の推進	11	「教えて考えさせる授業」,体験的・問題解決的学習,学校訪問
	教育活動の充実	(2) きめ細かな指導の充実	12	ティーム・ティーチング、学習支援員、学習支援チーム
		(3) 学びの習慣化の確立	12	学習規律、家庭学習・生活習慣
学	3 地域との連携・協力に	(1) 地域の教育力を生かした 体験学習の推進	13	地域人材の活用, 兄弟校交流校児童会交流事業, 地域学習, 職場体験学習, 福祉体験学習, 野外宿泊体験学習
++	よる学校づくりの推進	(2) 信頼される学校づくりの推進	16	学校評価,学校支援会議
校				
教	4 資質・指導力の向上	(1)教職員研修の充実	16	定例管理職研修会, 教務主任研修会, 研究主任研修会, 生徒指導担当者研修会, 教職員派遣研修, 若手教職員の社会体験活動, 教育講演会
	→ 負負 旧等力の円工	(2) 校内研修体制の充実	17	研究校の指定
		(3) 校種間連携の充実	18	幼・保・小連携,小・中連携
育				
		(1) 国際交流活動の充実	20	中学生海外訪問
0	5 国際化への対応	(2)A LT・支援員の活用	20	全中学校へのALT配置,全小学校へのALT派遣,ALT担当者会, 外国語活動支援員
充	6 食に関する指導の充実	(1) 食に対する理解と感謝の 心の醸成	21	給食時間・教科等での食育指導,食に関する体験活動,学校給食関係職員研修会, 朝食及び学校給食残滓調べ,バイキング給食
実		(2) 家庭・地域との連携による 食育の推進	23	給食・食育だよりの発行,給食試食,「食育」に関する授業の実施・公開,学校給食 検討委員会,郷土料理・地産地消の推進,弁当の日・親子料理教室・お魚料理教室
		(1) 一人一人に応じた指導・		幼・保・小の連携、小・中の連携、5歳児健診と連携した就学相談、
		支援の充実	24	切・床・小の連携、小・中の連携、5 歳光健診と連携した航子相談、 個別の教育支援計画
	7 特別支援教育の推進	(2) 指導体制の充実	25	校内体制,特別支援教育コーディネーター研修会,特別支援教育研修会, 特別支援学級担任会,5歳児健診研修会,特別支援教育支援員の活用
		(3)関係機関との連携	26	医療・福祉との連携、特別支援学校との連携、県教育センターとの連携
		(1)学校体育の充実	28	体育主任会,小学校体育大会,体育実技指導者講習会
	8 健やかな体の育成	(2)部活動の充実	28	部活動指導者研修会、中学校総合体育大会、外部指導者の委嘱
		(3)健康教育の充実	29	小児生活習慣病予防検診,養護教諭・保健主事部会研修,薬物乱用防止教室
		(1) 防災計画の充実	30	防災計画,避難訓練
	9 防災教育の推進	(2)防災学習の充実	30	防災教育資料の活用,体験学習
		(3)「いのりの日」の取組	31	「いのりの日」集会
		(4)ジオパークに関する取組	31	ジオパーク学習

	努 力 事 項	主 な 施 策	頁	具 体 的 な 取 組
	1 「島原市ココロねっこ	(1) 青少年の体験活動の充実	33	各地区週末余暇活動,通学合宿,島農アニマルキッズ, 放課後子ども教室「稽古館」,島原半島ジオパーク体験活動,子ども会活動
	運動」の推進	(2)子育て支援の充実	35	各地区子育てひろば,家庭教育学級,健康教育講座,思春期子育て講座
		(3) 学校と地域社会の連携	35	学校と社会教育関係団体との交流事業、島原市ひとづくり出前講座、学校支援会議
	2 地域の特性を生かした	(1) 地域に密着した公民館運営 の推進	37	公民館まつり、公民館運営委員会・審議会、自治公民館活動、自治公民館建設補助
社	公民館活動の推進	(2)各種学校・講座の充実	37	女性学級,高齢者学級,家庭教育学級,青年教室
		(3)公民館サークル活動の育成	39	公民館サークル活動
会	3 社会教育関係団体の育成	(1) 青少年健全育成協議会活 動の推進	39	各地区青少年健全育成協議会活動
教	と活動の推進	(2)子ども会活動の活性化	40	子ども会ジュニアリーダー研修会,子どもフェスティバル
		(3)各種団体の支援	40	婦人会・青年団の支援、PTA連合会の支援
育	4 図書館活動の推進	(1)図書館活動の推進	41	図書の充実、読書環境づくり、学校図書館等との連携
の		(1)補導活動の推進	43	地区少年補導委員会,補導活動
		(2)相談活動の充実	43	電話・来所・訪問等の相談
推		(3)環境浄化活動の推進	43	白ポストによる有害図書の回収、立入調査の実施
7年	5 少年センター活動の推進	(4) 地域啓発活動の充実	44	「少年の日」・「家庭の日」の宣伝・啓発,あいさつ運動, 「少年センターだより」の発行
進		(5)関係機関等との連携	44	各種団体や警察等関係機関との連携
		(1)旧島原藩薬園跡の保存・ 公開・活用	45	旧島原藩薬園跡の保存と管理,旧島原藩薬園跡での講座等
	6 文化財の保護・公開・活用	(2)松平文庫の保存・公開・活用	47	松平文庫所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用, 松平文庫所蔵資料翻刻本の刊行
		(3) 文化財の保護	47	文化財の保護・活用,指定文化財の保護・公開・活用, 埋蔵文化財の発掘調査・保存・活用,歴史的建造物の保護
		(1) 学校施設の整備	50	学校施設の耐震対策、学校施設の営繕・管理
教	1 学校施設の整備・充実	(2)教育設備等の充実	51	教材・教具・学校図書,情報機器
育		(3) 給食施設等の充実	51	給食施設等の充実
環		(1)公民館の整備・充実	51	公民館の営繕・管理、公民館設備等の充実
境	2 社会教育施設の整備・充実	(2)図書館の整備・充実	52	図書館の営繕・管理、図書館設備等の充実
の		THE PART TENIN YOU		
充		(1)奨学金制度	53	島原市奨学金制度の運用、各種奨学金制度の相談・案内
	3 修学支援の実施	(2)就学援助制度	53	制度の適正実施
		(3)東京学生寮	53	施設の利用促進,施設の整備・充実

## 第1節 学校教育の充実

#### 1 心の教育の充実

#### 【現状と課題】

今日の急激に進む社会の変化は、子どもたちの心の成長にも大きな影響を及ぼし、いじめや不登校、非行や犯罪行為等は依然として憂慮すべき状況にあり、近年では、メールやインターネット上でトラブルに巻き込まれたりするケースが増加しています。

本市においても、いじめや不登校の生徒は、国や県の平均からすると少ないものの、 友達関係がうまく作れず不適応を起こしたり、学校や家庭での居場所がなく非行に走 ったり、またメール上でのトラブルに巻き込まれたりするなど、問題行動も起きてい ます。

新学習指導要領\*1では、豊かな心を育成するために道徳教育を充実させることを重視し、道徳の時間を要とした取組を特に求めています。

本市では、道徳教育を充実させるために、校長と道徳教育推進教師を中心とした全教師協力による校内体制を確立させ、道徳の時間において、管理職をはじめ全教師が授業を行っていく体制づくりを推進していきます。

また、人権学習や被爆県としての平和学習、「学校司書」を全小・中学校へ配置しての読書活動の推進、美術展や科学作品展、音楽祭をとおして、文化・芸術教育の面からも心の教育の充実を図ります。

#### (1) 道徳教育の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 校長・道徳教育推進教師を中心とした校内体制の確立

各小・中学校において、校務分掌や道徳教育全体計画に「道徳教育推進教師」 を位置付け、校長と道徳教育推進教師を中心とした協力体制のもと、全教師が教 育活動全体をとおして道徳教育に取り組みます。その際、管理職や副担任による 道徳の授業も実践していきます。

#### ② 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開

この教育週間中に、全学校・全学級で、「生命」をテーマとした道徳の授業を保護者や地域に公開します。

#### ≪目標とする数値≫

	平成23年度	平成28年度
授業公開率	85.7%	100%

#### ③ 情報モラル教育

全教員が必要性を認識し、インターネット上でのルールやマナー、思いやりや 礼儀、法やきまりの遵守等を道徳の時間等で教えます。

#### (2) 人権学習の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 人権週間の取組

「世界人権デー」である12月10日に向けての取組を、全小・中学校が毎年 行い、人権に関する理解を深めます。

#### <取組例>

標語づくり、作文、意見発表、劇、ビデオ視聴、障害のある人の講話、 いじめ問題に関するロールプレイ、児童・生徒会による人権宣言、 生徒会によるいじめ実態調査 など

#### (3) 平和学習の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 社会科見学

小学校4年生の社会科の授業で、平和公園や長崎原爆資料館を訪れ、事前に 学んだことを実際に見学します。また、事後の学習としてレポートにまとめること により平和学習を深め、平和を願い平和のために活動しようとする態度を育て ます。

#### ② 「8.9平和集会」

全小・中学校が、8月9日\*\*2の登校日に平和集会を開催し、平和学習の発表や平和宣言等を行います。核兵器や戦争の怖さ、平和の尊さを理解させ、戦争や原爆は絶対に許さないという心情や世界平和に向けて行動できる児童・生徒を育成します。



平和公園での学習



「8.9平和集会」での学習発表

#### (4) 読書活動の推進

#### 【具体的な取組】

#### ① 「朝の読書タイム」

全小・中学校の日課表に「朝の読書タイム」を位置付け、教職員と児童・生徒 全員が、決められた時間、決められた場所での読書をすることにより、読書の習慣 化を図るとともに、穏やかな気持ちで一日を始めさせます。

#### ② 「学校司書」を活用した図書館運営

全小・中学校に「学校司書」を配置し、管理職、図書担当教諭との役割を明確に

しながら、学校図書館の環境整備や児童・生徒、教職員への情報提供(レファレンスサービス\*3)の向上を図り、図書館活用率や貸出冊数を増加させるなど、読書活動を推進します。

#### <勤務形態>

1日6時間の週3日を基本

#### ≪目標とする数値≫

	平成23年度	平成28年度
貸出冊数	小学校 75.3冊	小学校 120冊
(年間一人平均)	中学校 5.5冊	中学校 12冊

#### ③ 学校司書等研修会

学校司書、図書担当教諭を対象に年3回開催し、実践発表や情報交換をとおして 共通理解を深め、市内全体の図書館教育の活性化を図ります。また、そのうち 1回は、管理職も参加して三者の役割を確認する研修会とします。

#### ④ 家族10分間読書活動

各小・中学校の図書だよりなどをとおして、「長崎県の子どもにすすめる本  $500選^{*4}$ 」や学校推薦の本を家庭に紹介し、 $PTA^{*5}$ との連携のもと、家族での 10分間程度の読書活動を推進します。

#### ≪目標とする数値≫

	7 · 44 · = 7 · = 22 · 11=									
	平成23年度	平成28年度								
字长誌事字长來	小学校低学年 38%	小学校低学年 70%								
家族読書実施率	小学校高学年 24%	小学校高学年 50%								
(週1日以上)	中学校 10%	中学校 20%								

#### ⑤ 公共図書館との連携

学校司書等研修会に公共図書館から講師を招いて図書館運営のノウハウを学んだり、調べ学習用の図書を借りたり、学校図書館に「貸し出しコーナー」を設定するなど、公共図書館との連携を深めます。(P42参照)



学校司書による読み聞かせ



「貸し出しコーナー」

#### (5) 文化・芸術教育の充実

#### 【具体的な取組】

① 小・中学校合同科学作品展

児童・生徒の科学に対する関心・意欲・態度を育てるために、夏休みに「採集」

「創作」「研究」のいずれかの部門での自由研究に取り組ませ、9月中旬の土・日に、各小・中学校の優れた作品を一堂に展示します。家族での参観も多く、関心の高まりがうかがえます。平成23年度で61回目の開催となりました。

#### ② 北村西望賞教育美術展

島原市名誉市民故北村西望先生の功績をたたえ、小・中学校の美術教育の振興の ために、昭和54年度から文化の日を中心に5日間で開催しています。各小・中学 校から躍動感あふれる作品を選出し、特に優れた作品には以下の賞を授与します。

「北村西望賞」: 平面の部、立体の部…小学校各2点、中学校各1点「奨 励 賞」: 平面の部、立体の部…小学校各6点、中学校各3点

#### ③ 中学校美術展

中学校美術科教諭の指導・研修の場として、また、中学生の美術への関心・意欲を高めるために、毎年2月に2日間で、各中学校の優れた作品を一堂に展示します。平成23年度で59回目の開催となりした。

#### ④ 親子粘土教室

噴火災害10周年事業として平成14年度に始まり、小学生の親子を対象に、 夏休みに開催しています。噴火災害当時の全国からの温かい支援や励ましに対する 「感謝の心」を忘れないという思いをこめて、火山灰を原料とした粘土を使って います。また、親子での制作活動をとおして「きずな」を深めます。

#### ⑤ 市民音楽祭

島原市及び市教育委員会が主催する市民音楽祭が、「洋楽の部」「邦楽の部」「小・中学生の部」のそれぞれの部ごとに11月中旬の土・日に開催されます。全小・中学校が参加し、小学校では合唱・合奏・演奏等を、中学校では吹奏楽部による演奏や合唱を市民に披露します。芸術の秋にふさわしい市民行事の一つとして定着しており、平成23年度で32回目の開催となりました。

#### <演 目>

合唱、合奏、和太鼓、金管バンド、吹奏楽、オペレッタ、市内 5 中学校 による合同合唱



小 • 中学校合同科学作品展



北村西望賞教育美術展





親子粘土教室

市民音楽祭

#### (6) 生徒指導の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 不登校にかかる研修会

生活指導主任、生徒指導主事、心の教室相談員、適応指導教室(ひまわり教室)相談員、生徒指導担当指導主事等が参加して、各小・中学校から出された不登校事例等について、その対応や解決のあり方を協議します。ケースによっては専門家のアドバイスも受けます。

#### ② 生徒指導担当研修会

生活指導主任及び生徒指導主事を対象に、事例研修等を各学期に1回行い、問題 行動への対応力の向上を図るとともに、5つの中学校区をブロックとした小学校 との指導体制の連携にも努めます。

#### ③ 心の教室相談員の活用

生徒が悩みや相談ごとを気軽に話せる人的環境として、全中学校に心の教室相談員を配置しています。年3回の研修会を開催し、対応力を向上させ、相談活動の充実を図ります。

#### <勤務形態>

・第一・第二・有明中学校:1日5時間の週4日を基本

・第三・三会中学校 : 1日4時間の週2日を基本

#### ④ スクールカウンセラーの活用

いじめや不登校、学校不適応の児童・生徒に対しての助言を学級担任が受けたり、 また、児童・生徒や保護者をカウンセラーが直接カウンセリングして解決をめざ します。また、カウンセラーを講師として夏季休業中等に研修会を開催し、不登 校等への教師の対応力の向上を図ります。

#### ⑤ 適応指導教室「ひまわり教室」

登校できない状態にある児童・生徒に対して、学校復帰を支援する目的で、平成 8年10月に開設しました。学校、保護者、市教育委員会と連携を密にしながら、 教育相談、集団生活への適応指導、教科指導等を行います。

•相談員:2名

・指導日時:月曜日~金曜日 9:30~15:30 (長期休業中は休室)

・通級期間:原則として1年以内

#### 2 確かな学力を身に付ける教育活動の充実

#### 【現状と課題】

「PISA調査\*\*など各種の調査から、思考力・判断力・表現力等を問う読解力や 記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題がある」と国によって示され、その 対応が求められています。

平成17年度から始まった全国学力・学習状況調査や県の学力検査から、本市の 児童・生徒の状況は、国や県の平均点より上位の学校よりも下位の学校の方が多く、 その対策として、各学校がこれらの調査や検査結果に基づいた「学力向上プラン」 を設定し、学力向上に向けての取組を計画的に行っています。

今後、学習規律の確立を図りながら、教えて考えさせる授業を定着させたり、習 熟度別学習等によるきめ細かな指導を充実させたりして、基礎的・基本的な学力に 加え、応用・活用する能力の育成も図っていく必要があります。

また、中学生の家庭学習時間が不足していること、テレビやビデオ、DVDを2時間以上見ていると答えた小・中学生が国や県の平均よりも多いことから、家庭学習の習慣化に加え、生活習慣の確立にも取り組んでいく必要があります。

#### (1) 授業改善の推進

#### 【具体的な取組】

#### ① 「教えて考えさせる授業」

「習得・定着・活用」をねらいとする学習指導法である本授業スタイルを推進し、各小・中学校においては県教育委員会発行のリーフレットや県教育センターの「出前講座\*\*7」等の積極的な活用をとおして授業改善を図ります。

#### ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度
山光建成利用学长粉	小学校 2校	小学校 9校
出前講座利用学校数	中学校 0校	中学校 5 校

#### ② 体験的・問題解決的学習

各小・中学校において、新学習指導要領で重視している体験的な学習や、基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を取り入れた授業を多く実践し、主体的に学習に取り組み、問題に対応できる力を付けさせます。

小学校5・6年生の理科においては、観察・実験等の体験的学習の時間等で、「理科支援員配置事業\*\*」を活用して、理科教育の充実・活性化を図ります。

#### ③ 学校訪問

毎年、全小・中学校への教育委員会指導訪問を行い、全学級の授業を参観して 指導助言することで授業改善を推進します。

具体的には、春に半日日程で8校の「学校経営訪問」を、秋には1日日程で6校の「学校巡回訪問」を実施します。特に秋の「学校巡回訪問」では、市内の小・中学校の主に管理職が授業をそれぞれ参観し、その後一対一の協議・指導を行うことで教師の指導力向上を図ります。





「教えて考えさせる授業」

#### (2) きめ細かな指導の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① ティーム・ティーチング

各小・中学校において、学習内容、興味・関心、達成度等に応じて教師 2 人が連携・協力して授業を行います。算数・数学科等においては、基礎・基本の定着を主に図るグループと発展問題等の取組により応用力を付けるグループというように、一つの学級を習熟度別に分けての授業も実践します。

#### ② 学習支援員

各小・中学校で、読み・書き・計算等が苦手な児童や、学習の進度や理解の遅い 児童・生徒に対して、授業中、個別に支援を行います。

#### ③ 学習支援チーム

平成23年度から始まった県の「学力向上ステップアップ事業<sup>\*\*</sup>」を活用し、 各小・中学校で、学習時における子ども一人一人に応じたきめ細かな学習支援を 行います。

#### <第三小学校の事例>

・チームの人数:8名(教職員経験者)

・活 用 内 容:朝のチャレンジタイムでの算数の指導

夏休みのサマースクールでの算数等の指導

#### (3) 学びの習慣化の確立

#### 【具体的な取組】

#### ① 学習規律

学力向上には学習規律の定着が欠かせないとの認識から、授業の始めと終わりの あいさつや発表の仕方等で、各小・中学校ごとに共通のきまりを設定したりして、 学習規律を確立させます。

#### ② 家庭学習・生活習慣

県教育委員会作成の「子どもの学びの習慣化\*10」の4つの提言「家で勉強する習慣を」「朝食をしっかりとる習慣を」「適切な睡眠をとる習慣を」「テレビやゲーム、携帯電話、パソコンの使用はルールを決めて」をもとに、各学校の実態に応じた取組を行い、学習習慣や基本的生活習慣の定着を図ります。

#### 3 地域との連携・協力による学校づくりの推進

#### 【現状と課題】

国においては、地域との連携・協力をさらに進め、信頼される学校づくりや、地域が学校運営や学校評価に参加するコミュニティスクール\*\*\*についてもその設立を求めています。

本市においては、総合的な学習の時間等で、地域の人材や教育力を生かした体験的な取組をこれまでも行っています。今後さらに、学校関係者評価等を全小・中学校で実施するなどして、地域を巻き込んだ取組や学校運営を進めていきます。

#### (1) 地域の教育力を生かした体験学習の推進

#### 【具体的な取組】

#### ① 地域人材の活用

各小・中学校において、地域の人材バンクを活用した体験活動を、保護者や地域 との連携を図りながら積極的に進めていきます。

<活用例>

婦人会・PTA等:梅干しづくり、廃油石鹸づくり、EM菌団子づくり 高 齢 者 団 体:昔遊び体験(お手玉、凧揚げ、竹とんぼ など)

民生·児童委員: 独居老人宅訪問

#### ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度
地域の人材バンク	小学校 3 校	小学校 9校
活用学校数	中学校 3 校	中学校 5 校

#### ② 兄弟校交流校児童会交流事業

大分県豊後高田市は、江戸時代に島原藩の飛地(大名の城付の領地に対し各地に分散している領地)だったことから、昭和44年に兄弟都市の締結を行いました。 その後、両市で交流が行われ、平成2年8月1日には両市の小・中学校が「兄弟校」の締結をし、各小・中学校間での交流が行われるようになりました。

現在では、両市それぞれの合併に伴い新たに加わった小学校を「交流校」として交流を続けています。



歓迎式での交流レクリエーション



「8. 9平和集会」への参加

#### <交流の経緯>

ぶん ご たか だ

昭和44年 豊後高田市との兄弟都市締結

平成2年8月1日

豊後高田市と本市の小・中学校が「兄弟校」の締結

平成2年8月8日~9日

豊後高田市の児童・生徒を本市へ受入 (ホームステイ)

平成2年8月20日~21日

本市の児童・生徒が豊後高田市を訪問(ホームステイ)

↑ ※以降、スポーツ・修学旅行等で交流

平成11年度 本市の児童が豊後高田市を訪問(少年自然の家に宿泊)

平成12年度 豊後高田市の児童を本市へ受入 (ホームステイ)

◆ ※受入・訪問を交互に実施

平成18年度 休止(以降、隔年おきの交流)

平成19年度 豊後高田市の児童を本市へ受入(ホームステイ)

平成21年度 本市の児童が豊後高田市を訪問(ホームステイ)

平成23年度 豊後高田市の児童を本市へ受入(ホームステイ)

#### <交流の内容>

「8.6平和集会(豊後高田市)」「8.9平和集会(島原市)」への参加、ホームステイ、市内観光、両市の縁の寺墓参(豊後高田市は円福寺、島原市は本光寺)

#### <兄弟校・交流校>

	島原市		豊後高田市	
	第一小学校	$\longleftrightarrow$	桂陽小学校	
	第二小学校	$\longleftrightarrow$	高田小学校	
	第三小学校	$\longleftrightarrow$	河内小学校	
兄	第四小学校	$\longleftrightarrow$	都甲小学校	
<u> </u>	第五小学校	$\longleftrightarrow$	田染小学校	d to do do
弟	<u> </u>	$\longleftrightarrow$	草地小学校	<sup>くれさき</sup> 呉崎小学校
مليل	第一中学校	$\longleftrightarrow$	高田中学校	
校	第二中学校	$\longleftrightarrow$	田染中学校	
	第三中学校	$\longleftrightarrow$	河内中学校	
	三会中学校	$\longleftrightarrow$	都甲中学校	
交	大三東小学校	$\longleftrightarrow$	真玉小学校	日野小学校
流	高野小学校	$\longleftrightarrow$	三浦小学校	
校	湯江小学校	$\longleftrightarrow$	三重小学校	香々地小学校

#### ③ 地域学習

小学校3・4年生の社会科において、副教材である「わたしたちの島原市\*12」を活用し、市の様子、仕事、くらしの移り変わり、健康・安全なくらしなどについての地域学習を行います。

小学校3年生では、市役所や校区の公民館、スーパーマーケットや食品工場等を見学します。小学校4年生では、島原警察署や島原消防署、市下水処理場、市ゴミ収集センターなどを見学します。

調べたことや見学したことをレポートにまとめ、発表するなどの活動をとおして、自分たちの住む島原市について理解を深めます。

#### 4 職場体験学習

小学校では、職場を見学することをとおして、働くことの大切さや苦労を知り、 また、携わる人への感謝の気持ちをはぐくみます。

中学校では、事前・事後学習を含め約5日間の日程で、市内の事業所や施設等での職場体験学習を行います。

このような取組をとおして、キャリア教育\*13の充実を図ります。

#### ⑤ 福祉体験学習

総合的な学習の時間で福祉について学び、高齢者・障害者施設等を訪問して、 社会貢献しようとする意欲や態度を養います。

#### ⑥ 野外宿泊体験学習

小学校5年生・中学校1年生で、県立千々石少年自然の家や国立諫早青少年自然の家での宿泊体験学習を実施します。平成24年度からは、地学の専門家の説明による「ジオパーク\*14学習」も取り入れます。(P31参照)

#### <活動例>

飯ごう炊さん、沢歩き、ナイトハイキング、木工工作 など



幼稚園での職場体験学習



老人福祉施設での福祉体験学習



野外宿泊体験学習(飯ごう炊さん)



野外宿泊体験学習(沢歩き)

#### (2) 信頼される学校づくりの推進

#### 【具体的な取組】

#### ① 学校評価

教職員による「自己評価」と保護者等による「学校関係者評価」は、学校運営の 改善を図るうえで不可欠なものと捉えて全小・中学校で実施し、客観的(第三者 的)立場からの評価である「第三者評価」についても、実施を推進します。

#### ② 学校支援会議

地域の人たちから成る学校支援会議を各小・中学校に設置し、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。(P36参照)

#### 4 資質・指導力の向上

#### 【現状と課題】

管理職の学校経営力及び教師の指導力や問題行動への対応力等の向上を図るために、 国や県においては、管理職研修をはじめ、初任者・10年経過者研修等の各種研修 が実施されています。

本市においては、教職員派遣研修、若手教職員の社会体験活動等、市独自の研修も 実施しています。今後は、定例の研修会をはじめ、それぞれの研修内容の充実を 図ります。

#### (1) 教職員研修の充実

#### 【具体的な取組】

#### 1) 定例管理職研修会

毎月、月始めに、校長会及び教頭会を実施し、管理職の学校経営力(マネジメント能力)の向上を図ります。

#### ② 教務主任研修会

毎月実施し、教育課程や学校行事等について情報交換を行い、各学校の教育計画の充実を図ります。

#### ③ 研究主任研修会

授業改善や校内研究の活性化をめざして、平成23年度から始めています。各 学校の校内研修や研究の進捗状況、課題等を持ち寄って、授業改善や指導力の向 上を図ります。

#### ④ 生徒指導担当者研修会

年2回実施し、小・中学校ごとや小・中学校間の話し合いの場を設け、いじめや 不登校の対応、問題行動の解決に向けた協議や事例研究等を行い、対応力の育成を 図ります。

#### ⑤ 教職員派遣研修

研究指定校以外の各小・中学校の教職員1名に、夏季休業中の3日間程度、自らが研修先を選択できる自主研修の機会を与え、専門性の向上を図ります。

#### ⑥ 若手教職員の社会体験活動

本市に勤務する教職経験2~5年目の教職員を対象に義務付け、社会性の高揚 や視野の拡大を図ります。

<平成23年度の活動内容>

司書体験、職場体験(コンニャク工場、保育園等)、子ども会ジュニア リーダー研修、子ども精霊船づくり など

#### ⑦ 教育講演会

平成2年からの普賢岳噴火災害の影響による教育力低下等を懸念し、教職員の識見を高め、指導力の向上を図る研修の機会を設定することが必要と考え、市内の全教職員参加のもと、平成4年度から開催しています。近年は、夏季休業中の開催とし、識見を高めることはもとより、教育課題の解決や時代のニーズに対応できる講演会としています。

<講演内容・講師>

平成4年10月 「新学力観と教師の対応」

お茶の水女子大学 森 隆夫 教授

平成21年度 「授業研究を通した学校改善」

国立教育政策研究所 千々布 敏弥 先生

平成22年度 「島原半島ジオパークの魅力」

長崎県教育センター 寺井 邦久 先生

平成23年度 「宇宙から帰ってくる技術」

宇宙航空研究開発機構 本田 雅久 先生

#### (2) 校内研修体制の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 研究校の指定

小・中学校14校の半数を毎年順次指定し、最終年度には研究の成果を発表します。各学校が、自校の課題や実情に応じた研究テーマを設定し、3年間取り組むことで、教師の指導力や授業力の向上を図ります。

<研究指定校一覧表>

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第一小学校									
第二小学校									
第三小学校									
第四小学校									
第五小学校									
三会小学校									
大三東小学校									
高野小学校	<b>~~</b>	<del>~~</del>							
湯江小学校									

※ --- は市指定期間、 -- は文部科学省指定期間

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第一中学校									
第二中学校									
第三中学校									
三会中学校									
有明中学校									

※ 一 は市指定期間

#### (3) 校種間連携の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 幼・保・小連携

子ども同士や職員同士の交流の場の設定を推進し、指導力の向上を図ります。 その際、平成21・22年度に、清華保育園・勝光幼稚園と大三東小学校間で 取り組んだ成果や課題をふまえて、小学校と各園との連携を推進させます。

#### <主な交流活動>

#### 【子ども同士】

- ・ふれあい体験(小学校探検) 年長児と1年生
- ・制作活動 年長児と5年生
- ・学校行事への参加(運動会・持久走大会応援)

#### 【職員同士】

- 各園のおゆうぎ会の参観
- 定例情報交換会
- ・1年生の絵画授業に各園参加
- ・入学前の各園訪問

#### <主な成果と課題>

#### 【成果】

- ・子ども同士が仲良くなった
- ・情報を共有することで授業方法等の見直しができ、不安や心配が 少なくなった

#### 【課 題】

・担当者がかわっても継続できるための連携組織体制づくり

#### ② 小・中連携

中学校区内の小学校と中学校が、相互に授業を公開したり、中学校の英語教諭が 小学校に出向いてアドバイスをしたり、小・中連携教育担当者会を年2回実施して 教科での連携をするなどして、指導力の向上を図ります。

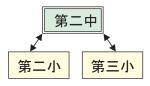
また、配慮を要する児童の情報を小学校から中学校へ確実に引き継ぐなど、接続を円滑に進めることで、中1ギャップ $^{*15}$ の解消等、生徒指導上においても効果を発揮させます。

#### <連携体制・事例>

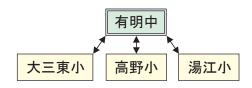
## 協働型



- 研究授業参観
- ・ゲストティーチャーによる 教科指導



- 研究授業参観
- ・吹奏楽部の運動会への 参加



- · 英語授業交流、研究授業参観
- ・教職員バレーボール大会

#### 接続型



- 学校支援会議協同開催
- ・国語、数学、英語等の 授業参観



- 学校支援会議協同開催
- ・ 英語、国語での授業交流

#### ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度
松光大法字扩光技术	小学校 5 校	小学校 9校
授業交流実施学校数	中学校 3 校	中学校 5 校

#### 5 国際化への対応

#### 【現状と課題】

グローバル化が急速に進む現代社会において、学校教育においても、国際理解教育や国際交流活動の実践をとおして、将来を担う児童・生徒の国際感覚の醸成が求められています。

新学習指導要領において、中学校の英語科の授業時数の増加(週3時間から4時間へ)及び小学校5・6年生に外国語活動が導入(週1時間)されたことから、ALT・支援員の増員を図るとともに、コミュニケーション能力の向上に向けた実践を確実に行っていく必要があります。

#### (1) 国際交流活動の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 中学生海外訪問

本事業は、平成6年度に噴火災害に悩む本市の中学生を元気づけようとの目的で始まりました。15名程度を選考し、平成21年度までは韓国を、22年度からは中国を訪問して、3泊4日で歴史・文化施設の見学や中学生との交流を行っています。

事前研修会を3回実施し、中国についてそれぞれテーマを決めて学習したことを 発表したり、中国語や英語の会話練習をします。

帰国後には報告会を開催し、市長や校長、保護者を前に、全員がテーマに沿って 体験発表を行います。

#### <訪 問 校>

平成22年度:上海市静安区育才初級中学

平成23年度:上海市青浦区第一中学

#### <交流内容>

歓迎レセプション、一対一の交流(主に英語で自己紹介、島原の紹介等)、 校内見学 など

#### <見学施設等>

上海博物館、豫園・新天地、上海雑伎団、上海動物園、東方緑舟、 東方明珠テレビ塔、ワールドフィナンシャルセンター、外難 など



上海市の中学生との交流



英語での一対一の交流

#### (2) ALT・支援員の活用

#### 【具体的な取組】

#### ① 全中学校へのALT配置

平成18年度から4人体制で運営していますが、全中学校配置の5人体制をめざします。

#### ≪目標とする数値≫

	平成23年度	平成28年度
ALTの人数	4人	5人

#### ② 全小学校へのALT派遣

中学校に配置しているALTを、市内全小学校へ週1回以上計画的に派遣し、 小学校における外国語活動の充実を図ります。

#### ③ ALT担当者会

ALTを有効に活用し、コミュニケーション能力や交流活動の充実を図るために、年3回のALT担当者会(小・中学校)を実施します。ALT配置校(ベース校)を中心に4つのブロックに分け、1回目は小学校への派遣計画を話し合い、年間授業計画書を主に作成し、2回目以降は外国語教育の充実に向けての協議等を行います。

#### 4 外国語活動支援員

平成20年度の新学習指導要領の改訂に伴い、小学校5・6年生に「外国語活動」が導入され、週1回学級担任が「聞くこと、話すこと」を中心とした英語の授業を行っています。

平成24年度から、1名の支援員を全小学校に2週間に1回程度派遣することにより、英語の授業の支援をはじめ、外国語活動の指導の充実を図っていきます。 また、月1回実施しているALT研修会の計画・立案等も行います。

#### 6 食に関する指導の充実

#### 【現状と課題】

今日、子どもたちの食を取り巻く環境は大きく変化し、食生活の乱れや生活習慣病の増加、アレルギー疾患や食品の安全性等、様々な問題が生じ、食に関する授業の充実が求められています。

本市においても、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学校が、家庭や地域と連携しながら食育についての取組を積極的に推進することが重要といえます。

平成21年度に策定された「島原市食育推進計画<sup>\*17</sup>」に基づいて食育を推進し、郷土料理や郷土食材を取り入れることで地産地消を図り、郷土への愛着心や感謝の心を醸成します。

#### (1) 食に対する理解と感謝の心の醸成

#### 【具体的な取組】

#### ① 給食時間・教科等での食育指導

各小・中学校で食に関する指導全体計画と年間指導計画を作成し、給食時間や 家庭科、総合的な学習の時間等において栄養教諭・学校栄養職員を中心に箸の持ち 方等のマナー指導や、栄養バランスについてなどの栄養指導を行います。

#### ② 食に関する体験活動

栽培、収穫、調理・加工、試食までの体験活動をとおして、食の大切さを知り、 生産者への感謝の念をはぐくむ活動を各小・中学校で実践します。

#### <活動事例>

米、各種野菜、芋、みそ、梅干し、しそジュースなどの栽培や加工

#### ≪目標とする数値≫

	平成23年度	平成28年度
体験活動実施学校数	小学校 8校	小学校 9校
	中学校 3 校	中学校 5 校

#### ③ 学校給食関係職員研修会

学校給食に携わる教職員及び学校給食調理員等を対象に、食育に関する研究発表や協議、衛生管理・調理技術等について研修会を行い、学校給食の充実を図ります。

#### ④ 朝食及び学校給食残滓調べ

各小・中学校で、朝食摂取状況調査を毎年実施して朝食の実態を把握し、全児童・生徒の「朝ごはん」定着を図ります。また、残滓調べの結果を毎日掲示し、 残滓ゼロの時には賞を与えるなどの取組により、残滓をなくします。

#### ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度
朝食の摂取率	9 4 %	1 0 0 %
残滓量(1日平均)	0.95kg	0 kg

#### ⑤ バイキング給食

バイキング給食をとおして、「主食+主菜+副菜」をバランス良く選択する力を 養います。

#### <選 択 例>

主 食いなり寿司、おにぎり(2種)、パン(2種)2つ選択主 菜魚料理(2種)、肉料理(2種)、卵料理(2種)3つ選択副菜(野菜)野菜料理(4種)2つ選択副菜(果物)果物(4種)2つ選択デザート各種デザート(4種)1つ選択

その他 スープ、牛乳は全員対象



ジャガイモ収穫



バイキング給食

#### (2) 家庭・地域との連携による食育の推進

#### 【具体的な取組】

#### ① 給食・食育だよりの発行

各小・中学校で毎月発行し、学校給食の状況や、栄養・健康等の食育に関する 情報を提供します。

#### 2 給食試食

各小・中学校において、婦人会や高齢者団体等の地域関係団体との「交流給食」、PTA専門部会や学級部会による「給食試食会」、小学校1年生時の「親子給食会」、市長・教育委員との「ふれあい給食」を実施し、学校給食に対する理解を深めます。

#### ③ 「食育」に関する授業の実施・公開

各小・中学校で、栄養教諭、家庭科教諭、学級担任による食育に関する授業を 実施し、公開します。

#### ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度
授業公開学校数	小学校 4校	小学校 9校
	中学校 5 校	中学校 5 校

#### ④ 学校給食検討委員会

PTA及び地域代表、学校給食調理場長等で構成する学校給食検討委員会(定数27名)において、広く意見を聴取し、学校給食や食育指導の充実を図ります。

#### ⑤ 郷土料理・地産地消の推進

各小・中学校の学校給食の献立に、「具雑煮\*\*\*」「ろくべえ\*\*\*\*」「ふしめん汁\*\*20」「かんざらし\*\*21」などの郷土料理や、ダイコンやニンジン、ワカメ、素麺等の郷土食材を取り入れることで、地産地消を推進するとともに食文化の継承を図ります。

#### ⑥ 弁当の日・親子料理教室・お魚料理教室

「弁当の日」や「親子料理教室」をとおして、食への理解や関心を高め、感謝の 念をはぐくむとともに、親子のふれあいの場とします。

また、地元でとれた魚の三枚おろしなどの「お魚料理教室」を推進します。

#### ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度
弁当の日実施学校数	小学校 3校	小学校 9校
	中学校 1校	中学校 5 校
親子料理教室実施学校数	小学校 6校	小学校 9校
	中学校 2校	中学校 5 校



交流給食



ふれあい給食



「具雑煮」を取り入れた献立



お魚料理教室

#### 7 特別支援教育の推進

#### 【現状と課題】

文部科学省が平成15年に実施した調査で、通常学級で支援が必要な児童・生徒の割合は、約6.3%であるとの報告から、通常学級に在籍するLD・ADHD\*22、高機能自閉症\*23等の児童・生徒に対する指導及び支援が、特別支援学級\*24の児童・生徒に加え、喫緊の課題となっています。

本市においても、通常学級で支援が必要な児童・生徒の割合は、ほぼこの調査結果と同程度で、一人一人に応じたきめ細かな指導・支援が求められています。

平成23年度の本市における特別支援学級は、小学校で11学級、中学校で7学級、また、通級指導教室\*\*25は、小学校で8教室、中学校で1教室設置しています。

特別支援教育の推進にあたっては、教員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが不可欠です。そのためには、研修会を実施したり、市内の県立特別支援学校から指導を受けたりするなどして、特別支援教育に対する知識や理解を深め、全教職員が共通理解のもと日々実践していく必要があります。

#### (1) 一人一人に応じた指導・支援の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 幼・保・小の連携

幼稚園・保育園と小学校がお互いに出向いて、学習や生活の様子を観察したり、 情報交換を行います。また、入学前には小学校から園に出向いて、支援が必要な 子どもの情報を確実に引き継ぎます。

#### ② 小・中の連携

中学校への入学前に、支援児童の状況を観察したり、話し合ったりする場を設定して、個別の指導計画や個別の教育支援計画を確実に引き継ぐなど連携を図ります。

#### ③ 5歳児健診と連携した就学相談

市保健センターが行っている5歳児健診の発達障害スクリーニング\*26に、小学校の特別支援学級担任及び通級指導教室担当が参加し、就学前の子どもの実態を把握します。また、市教育委員会においては、「5歳児健診後のフォロー内容」を参考にして、園や医療機関との連携を図りながら、支援が必要な子どもの就学相談を充実させ、適切な就学へとつないでいきます。

< 5歳児健診後のフォロー内容>

医療機関の紹介、発達専門相談、心理相談、園への確認、就学時健診への情報提供

#### ④ 個別の教育支援計画

各小・中学校で市教育委員会が作成した様式を用いて、個別の教育支援計画を 作成し、小学校から中学校へ、中学校から高等学校への確実な引継ぎを行います。

#### (2) 指導体制の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 校内体制

各小・中学校において、特別支援教育に関する研修会を年間をとおして行い、 支援が必要な児童・生徒についての共通理解を図ります。また、校長、教頭、特別 支援学級担任、通級指導教室担当、学級担任等による校内委員会を設置し、特別 支援教育コーディネーター\*27を中心に、特別支援学級への転入や特別支援学校への 相談について検討します。

#### ② 特別支援教育コーディネーター研修会

コーディネーターの資質向上や効果的な支援方法、小・中学校間の引継ぎなどについて年3回実施します。県立島原特別支援学校のコーディネーターにも参加を依頼し、専門的な立場からの指導を受けます。

#### ③ 特別支援教育研修会

校長と通常学級担任を対象に、通常学級において支援が必要な児童・生徒への 対応についての協議や、医療・福祉の専門家を招いての講話を実施します。

#### ④ 特別支援学級担任会

毎月1回定期的に実施し、各学校の児童・生徒の様子や支援体制について話し合い、実態に応じた支援のあり方について協議を行います。

また、平成23年10月に県より示された「長崎県特別支援教育推進基本計画\*28」についても理解を深め、この計画に基づいた支援の充実を図ります。

#### ⑤ 5歳児健診研修会

小学校の特別支援学級担任及び通級指導教室担当を対象に、5 歳児健診で行う「直接観察 $\Pi^{*29}$ 」と「集団遊びの観察 $^{*30}$ 」についての研修を実施します。

#### ⑥ 特別支援教育支援員の活用

全小・中学校への配置をめざし、発達障害を含めた特別な支援が必要な児童・ 生徒に対して、一人一人に応じた支援の充実を図ります。

#### <支援の内容>

- ・学習内容の理解が遅い児童・生徒のつまずきに応じた個別指導
- ・集中して話が聞けない、友だちとうまくコミュニケーションがとれない など、学習や生活で困り感のある児童・生徒に対する個別指導

#### ≪目標とする数値≫

	平成23年度	平成28年度
特別支援教育支援員の人数	小学校 9人	小学校 9人
	中学校 3人	中学校 5人

#### (3) 関係機関との連携

#### 【具体的な取組】

#### ① 医療・福祉との連携

- ・県こども医療福祉センター (諫早市)・島原市通園施設あいあい (島原病院内) 発達障害に応じた医療的措置や療育の状況と学校での学習や生活について、 学校を含めて情報交換を行い、効果的な支援を図ります。
- 県南保健所

5歳児健診後のフォローで、県南保健所が行う発達専門相談を受診した子どもの情報について把握し、適切な就学相談へつないでいきます。

・市保健センター

5歳児健診に担当教諭及び市教育委員会担当が参加し、就学前の子どもの様子を把握します。また、5歳児健診後のフォロー内容について把握し、適切な就学相談へつないでいきます。

市こども支援グループ

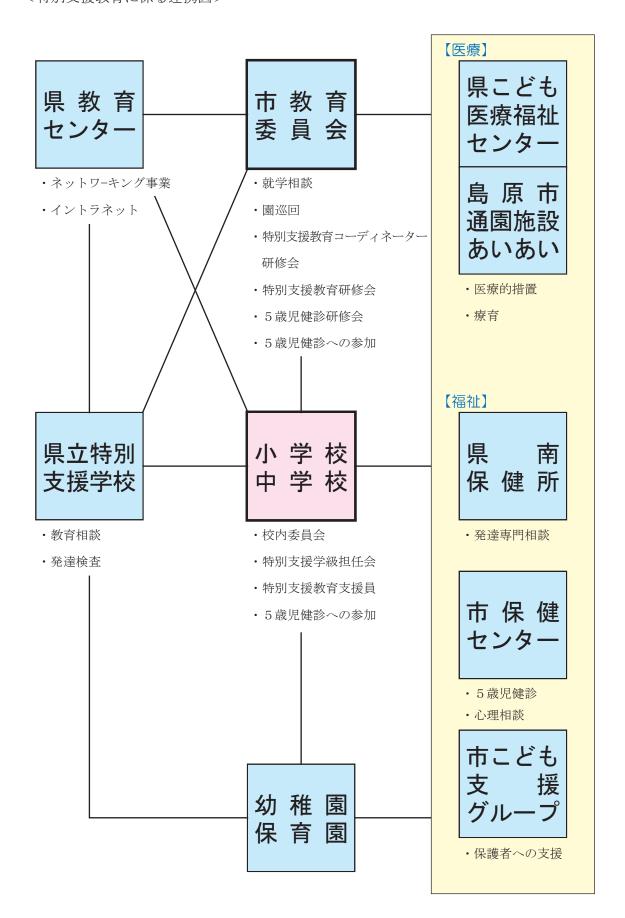
保護者への支援が必要な場合、情報交換を行いながら、適切な就学相談へつないでいきます。

#### ② 特別支援学校との連携

各小・中学校の校内委員会で検討後、県立島原特別支援学校に授業参観や発達 検査を依頼し、コーディネーターから専門的なアドバイスを受けることで、児童・ 生徒に対する支援の充実を図ります。

#### ③ 県教育センターとの連携

各小・中学校において、「ネットワーキング事業\*31」や「イントラネット\*32」を 活用します。



#### 8 健やかな体の育成

#### 【現状と課題】

本市の小・中学生の体力は、新体力測定結果の全国平均と比較したとき、小学生は筋力・筋持久力、敏捷性、全身持久力、筋パワー、巧緻性等、ほぼすべての体力が平均を上回っていますが、柔軟性に欠けています。中学生においては、敏捷性を除いてほぼすべての体力が平均を下回っている現状から、その原因を明らかにし、対応を図っていく必要があります。

健康教育においては、児童・生徒に自己の健康保持・増進のために必要な判断力や 実践力を身に付けさせることに重点を置き、よりよい生活習慣や健康的な生活を確立 する必要があります。

#### (1) 学校体育の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 体育主任会

小・中学校それぞれで年間に3~4回、体育主任が各学校の課題を持ち寄り、研究授業や実技研修を実施することで、指導力や授業力の向上を図ります。

#### ② 小学校体育大会

毎年10月に、小学校5・6年生全員による陸上競技大会を市営の公認陸上競技場で開催します。他校と競い合ったり、記録をとることで、競技意欲を高めます。

#### ③ 体育実技指導者講習会

夏季休業中に、各小・中学校1名以上の体育担当教諭が参加して開催します。 受講者はそれぞれの学校で伝達講習会を開き、体育担当教諭以外にも伝達し、教 科体育をはじめ教育活動全般をとおして、児童・生徒の運動技能や体力の向上を 図ります。



全小学校(5・6年生)による陸上競技大会



体育実技指導者講習会

#### (2) 部活動の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 部活動指導者研修会

平成24年度から、指導者の指導力向上や事故防止等についての専門知識を高めるため、年2回、部活動顧問及び外部指導者を対象に開催します。

#### ② 中学校総合体育大会

「球技・武道大会」は、平成24年度から「日・月」を「土・日」に変更して 開催します。「陸上競技大会」は、市営の公認陸上競技場で全中学生・全教職員が 参加して開催します。

「駅伝競走大会」は、「島原復興アリーナ周回コース」において、多くの市民の 応援のもと開催します。

#### ③ 外部指導者の委嘱

教職員等の指導者がいない中学校の部活動に対して、各学校からの推薦者を市 教育委員会が委嘱しています。今後も市体育協会等の協力を得ながら指導者を確保 していく必要があります。

·平成23年度登録者数:58名

#### (3) 健康教育の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 小児生活習慣病予防検診

小学校4年生を対象として、毎年10月に市医師会へ依頼し、専門医による保健 指導を行い、早期予防・早期治療に努めます。

#### ② 養護教諭・保健主事部会研修

各小・中学校の養護教諭は毎月、そのうち4回は保健主事と合同で研修会を開催し、応急処置や救急法等、専門職としての資質向上を図ります。

<研修内容>

AED使用法、心肺蘇生法、包帯法、エピペン\*33の使い方 など

#### ③ 薬物乱用防止教室

薬物の害や怖さ、勧められた時に断る勇気の大切さなどを理解させるために、 年間に1回以上、薬剤師等を招いて全中学校で開催します。今後、小学校においても進めていきます。

#### ≪目標とする数値≫

	平成23年度	平成28年度
小学校実施学校数	8校	9 校

#### 9 防災教育の推進

#### 【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により、防災教育の重要性が 改めて認識され、想定にとらわれない、自らの判断で避難行動ができる防災教育が 求められています。

本市においては、寛政3年(1792年)に「島原大変肥後迷惑\*34」と呼ばれる大規模な災害が発生し、死者・行方不明者は1万5千人にも及んだことが記録されています。

また、平成3年の「普賢岳噴火災害<sup>\*35</sup>」では、44名の尊い命が奪われました。 これらの災害の教訓や、復興体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を、

防災教育の中に生かした取組を今後も実施していく必要があります。

6月3日の「いのりの日 $^{*36}$ 」では、毎年、全小・中学校で様々な取組を行っています。

今後、東日本大震災からの教訓もふまえ、防災計画の見直しや防災学習を進めていく必要があります。

#### (1) 防災計画の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 防災計画

平成24年度中に、東日本大震災からの教訓を生かした防災計画の見直しを各小・中学校で行い、教職員や児童・生徒の危機管理意識の向上を図る取組を実践します。

#### ② 避難訓練

各小・中学校において、火災や地震に加え、津波や水害を想定した避難訓練を 年2回以上、計画的に実施します。その際、様々な場面において、想定にとらわれない、自らの判断で避難できる力を育成していきます。



消火器の実演



避難訓練

#### (2) 防災学習の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 防災教育資料の活用

各小学校で、理科・社会科や総合的な学習の時間の年間指導計画に、防災に関する学習を位置付け、雲仙岳災害記念館<sup>\*37</sup>が作成した「雲仙火山とわたしたち」や、平成23年度に国土交通省と小学校教諭と合同で作成した地域防災教育資料<sup>\*38</sup>を授業の中で活用します。

#### ② 体験学習

学校・地域の実態に応じて、地震や噴火、豪雨被害や津波等、予想される災害に合わせた体験プログラムを作成し、避難生活の疑似体験等をとおして、非常時に取るべき行動を学習します。また、保護者や地域住民にも参加を促し、住民同士の絆づくりにも役立てます。

#### (3) 「いのりの日」の取組

#### 【具体的な取組】

#### ① 「いのりの日」集会

6月3日に全小・中学校で実施し、生命の尊さや復興へ向けた人々のきずな、 支援に対する感謝の心を忘れることがないようしっかりと継承していきます。

#### <取組内容>

学習発表、ビデオ視聴、追悼の会、追悼演奏、語り部による講話、 雲仙岳災害記念館の職員による講話、校長講話 など





「いのりの日」集会での学習発表

#### (4) ジオパークに関する取組

#### 【具体的な取組】

#### ① ジオパーク学習

小学校3年生の校外学習において、雲仙岳災害記念館や大野木場砂防みらい館、 砂防ダムや定点\*\*39等を見学し、レポートにまとめたり、発表したりすることをとお して、防災に関する知識や意識を高めます。

小学校4年生の社会科では、副教材「わたしたちの島原市」の「噴火災害からの復興を生かしたまちづくり」の単元でジオパークについて学習します。

小学校6年生の理科・社会科では、雲仙岳災害記念館から講師を招き、市内のジオサイト\*\*40をはじめ、雲仙岳災害記念館や平成新山ネイチャーセンター\*\*41、白土湖\*\*42等をバスで巡り、火山活動による土地の変化や噴火災害からのまちづくりについて学習します。

中学校1年生の理科では、野外宿泊体験学習の中で、島原半島のジオサイトをバスで巡り、雲仙岳災害記念館の講師による現地説明を受け、火山・地震活動による地層の形成等について学習します。また、各学校周辺の断層、火砕流・土石流堆積物等、ジオサイトについても学習し、自分たちの住んでいる場所がどのような火山災害を受けてきたか、今後どのように対処すればよいかを学びます。

#### ≪目標とする数値≫

	平成23年度	平成28年度
ジオパーク学習	小学校 9校	小学校 9校
実施学校数	中学校 5 校	中学校 5 校



へいせいしんざん 平成新山



砂防ダム(スリットダム)



雲仙岳災害記念館



雲仙岳災害記念館に展示されている被災車両



「定点」でのジオパーク学習



ジオサイトでの地層の観察



平成新山ネイチャーセンター



200年前の噴火後にできた白土湖

### 第2節 社会教育の推進

## 1 「島原市ココロ<u>ねっこ運動<sup>※43</sup>」の推進</u>

#### 【現状と課題】

今日、少子高齢化や核家族化、高度情報化社会の急速な進展に伴い、家庭や地域を 取り巻く社会環境は大きく変化しています。

そうした中、本市においても、いじめや不登校といった問題も発生しており、 子どもの基本的な生活習慣の確立や子どもの自立の基礎を培う家庭教育、子どもや 家庭を見守る地域教育の重要性はますます大きくなっています。

このため、保護者が家庭教育のあり方について学ぶ講座等の機会を増やすとともに、PTAや青少年健全育成協議会\*\*4、子ども会、婦人会、高齢者団体、青年団等との十分な連携のもと、各地区週末余暇活動や通学合宿、子ども会活動等、地域全体で子育てを担う取組の継続が必要不可欠です。

#### (1) 青少年の体験活動の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 各地区週末余暇活動

週末における子どもの居場所づくりを目的に、各地区青少年健全育成協議会等が中心となり、主に土曜日の午前中に、各公民館において各種の体験活動を実施します。

<活動例>

囲碁・将棋教室、料理教室、茶道教室、編物教室、紙飛行機教室、農業 体験教室、グランドゴルフ、マテ貝掘り など

#### ② 通学合宿

礼儀や感謝の気持ち、耐性や自主性といった力を身に付けさせるとともに、 子どもとのふれあいをとおして住民・保護者・学校の結びつきを深めるなど、 「子どもを核とした地域づくり」をめざします。

各公民館を主な拠点に、青少年健全育成協議会・婦人会・高齢者団体・青年団・PTA等、各種団体の協力のもと、小学校3年生から6年生が3泊4日または2泊3日で共同生活を行います。子どもたちは、買い物、食事づくり、片付け、もらい湯等の体験活動を行いながら通学します。

#### ③ 島農アニマルキッズ

動物とのふれあいをとおして生命の大切さを知り、思いやりの心をはぐくむ ことを目的に、県立島原農業高校において、小学校3年生から6年生が高校生の 指導を受けながら、年3回から5回、様々な体験活動を行います。

#### <活動例>

飼料作物の植え付け、動物のえさやり、飼育場の清掃、羊の毛刈り、 フェルトボールづくり、バターづくり など

## 4 放課後子ども教室「稽古館」

放課後の子どもの居場所づくりを目的に、小学校3年生から6年生を対象に、毎週1回、第一小学校の心鏡館で実施します。島原藩の藩校「稽古館」で武士の子どもたちが史学や文学を学んでいたことに因んで、古典・論語・古事記・百人一首の素読や暗唱を行う講座です。

## ⑤ 島原半島ジオパーク体験活動

島原半島ジオパークの魅力を体感し、郷土を愛する子どもを育てるために、 各地区青少年健全育成協議会と連携し、小・中学生を対象に現地見学やジオサイト 体験活動を行います。島原半島ジオパーク推進連絡協議会の講師の指導のもと、 各公民館ごとに実施します。

## <コース例>

公民館 - 平成新山ネイチャーセンター - 原城跡(南有馬町) - はできまり - 両子岩(加津佐町) - 小浜資料館(小浜町) - 手々石少年自然の家(千々石町) - 公民館

## ⑥ 子ども会活動

各子ども会においては、廃品回収や夏休みのラジオ体操等の活動を行っています。 また、子ども会の連合組織である「島原市子ども会育成連絡協議会」においては、 子ども会活動の活性化を図るため、子ども会ジュニアリーダー研修会等の取組を 行います。



週末余暇活動での編物教室



通学合宿での食事づくり



島農アニマルキッズでの羊の毛刈り



放課後子ども教室「稽古館」での素読

## (2) 子育て支援の充実

#### 【具体的な取組】

#### ① 各地区子育てひろば

地域ぐるみの子育て支援の充実をめざして、青少年健全育成協議会やPTAが 主体となって、地域住民全体を対象に子育てに関わる講演会や講座等を各公民館 ごとに年に1回実施します。

## ○ 講演会演題例

「あいさつ第一」、「子育て再考」、「早寝早起き」、「今どきのケータイ・ ゲーム・ネット事情」 など

## ② 家庭教育学級

よりよい家庭教育をめざして、青少年健全育成協議会やPTAが主体となって、 保護者を対象に講演会や体験活動等を各公民館ごとに年6回実施します。

○ 講演会・体験活動例

食育講座「学校給食」、本好きにするための子育て講座、救急救命講習会、 ふれあい交流ペタンク大会、子ども精霊船、しめ縄・ミニ門松づくり、 鬼火、オリエンテーリング など

## ③ 健康教育講座

心身の健康に関する意識を高めるため、青少年健全育成協議会やPTAが主体 となり、市医師会との共催で保護者を対象に、健康に関する講座等を各公民館 ごとに年1回実施します。

#### ○ 講座例

「子どものストレス、子育てのストレス」、「薬物乱用防止教室」、 「ガンは早期発見、早期治療」、「アレルギーへの対応」 など

## ④ 思春期子育て講座

思春期の子育てについて理解を深めるため、中学校が主体となって、保護者を 対象に思春期に関する講座等を各中学校ごとに年1回実施します。

## ○ 講座例

「性教育は生教育」、「携帯電話のルールとマナー」、「子育てと人権」、 「コーチングの先生によるコミュニケーション講座」 など

## (3) 学校と地域社会の連携

## 【具体的な取組】

#### ① 学校と社会教育関係団体との交流事業

学校行事や各地区週末余暇活動、通学合宿、公民館まつり等をとおして、子どもたちと各地区の青少年健全育成協議会・婦人会・高齢者団体等との交流を深めます。

## ② 島原市ひとづくり出前講座

市や市の仕事等、自分の住んでいるまちを広く知るための講座を開設しています。 「注文」を受けて各学校へ「出前」を行い、市職員がテーマに応じて講話をする など、子どもたちが知りたい、聞きたい内容に対応しています。また、大人を対 象にした講座も実施しています。

## <分 野>

市政、産業、まちづくり、暮らしと生活、防災、健康づくり、福祉、 教育、ジオパーク など

#### <講座例>

「ゴミ減量とリサイクル」、「こころと体の健康づくり」、「食育について」、 「障害者の福祉について」、「高齢者の福祉について」、「島原の歴史」、 「人権学習のすすめ」、「ジオパークの楽しみ方」 など

## ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度
出前講座開催回数	44日	50回

## ③ 学校支援会議

学校・家庭・地域の代表が各小・中学校に集まり、子どもの安全や子育て等について協議を行いながら、地域ぐるみの子育てに取り組みます。

## <構成団体例>

町内会・自治会、青少年健全育成協議会、婦人会、高齢者団体、民生委員・ 児童委員、社会教育委員、学校評議員、PTA、公民館 など

## <取組例>

朝のあいさつ運動、登下校時安全パトロール、ゲストティーチャー、 図書ボランティア、クラブ活動ボランティア、通学合宿、除草作業、 遊具ペンキ塗り、校区の危険箇所点検 など



学校支援会議の登下校時安全パトロール



ひとづくり出前講座での人権学習

## 2 地域の特性を生かした公民館活動の推進

## 【現状と課題】

市内7地区にある公民館は、地域住民の生涯学習やその発表の場、行政と地域をつなぐパイプ役、そして、地域コミュニティづくりの中核施設として大きな役目を担っています。また、有明地区では、有明公民館を核として、自治公民館活動も活発に行われています。

社会教育関係団体や町内会・自治会等と連携しながら、絆づくり、地域づくり、地域教育力の向上のため、公民館の果たす役割はますます重要になってきています。

## (1) 地域に密着した公民館運営の推進

## 【具体的な取組】

## ① 公民館まつり

各種講座や各サークル等の日頃の活動の成果を発表する場として、演技発表や 作品展示、バザー等、各公民館ごとに年1回実施します。

## ② 公民館運営委員会·審議会

公民館及び各種団体の行事や各種学級・教室の実施状況等、各公民館の運営について話し合うため、各地区ごとに公民館運営委員会を設置しています。また、7地区公民館における各種事業の企画実施等について調査・審議するため、公民館運営審議会を開催します。

#### ③ 自治公民館活動

自治公民館が行う文化・スポーツ行事や学習会、地域における子育て支援等の 教育的活動について、公立公民館と連携しながら支援に努めます。

## 4 自治公民館建設補助

自治公民館の建設・増築等の際に補助を行い、地域コミュニティ活動の拠点を 整備します。





公民館まつりでの演奏発表、作品展示

## (2) 各種学級・講座の充実

## 【具体的な取組】

## ① 女性学級

各公民館を拠点として12の学級があり、年間100回程度開催します。変化の激しい社会の中で女性としてよりよく生きるため、知識を増やし見聞を広めるとともに、相互の交流と親睦を図ることを目的としています。また、女性学級の受講生には、学級で学んだことを地域づくりに活かし社会貢献へとつないでいく役割も期待されます。

講座は、公民館主事や社会教育指導員が受講生の意見を取り入れながら内容を 検討し、幅広いジャンルの学習ができるように企画・実施します。

## <講座例>

ジオパーク学習、健康教育、環境問題、歴史、文学、経済、人権学習、 野菜ソムリエ講座、栄養、料理、和菓子づくり、エコバックづくり、 陶芸、フラワーアレンジメント、クラシック講座、天体観測 など

## ② 高齢者学級

各公民館を単位とした7学級で、年間70回程度開催します。公民館主事や社会教育指導員が受講生の意見を取り入れた学習の企画・立案にあたります。

講座内容は、相互の交流と親睦を基本に、心豊かで充実した生活がおくれるような学習課題を中心とします。

## <講座例>

健康教育、安全教育、郷土学習、法律、福祉、人権学習、健康づくり、 軽スポーツ、昔遊び、クラシック講座 など

## ③ 家庭教育学級

よりよい家庭教育をめざして学校・家庭・地域が連携し、青少年健全育成協議会やPTAが主体となって、保護者を対象とした講演会や体験活動等を各公民館ごとに年6回実施します。(P35参照)

## ④ 青年教室

青年教室は、青年が直面する課題の解決と、地域を担う人材の育成や青年が集う場所づくりを目的に、各公民館と地区青年団が連携しながら、魅力的な講座づくりに努めています。開催日時等、青年が参加しやすい講座のあり方を工夫し、内容の充実に取り組みます。

<講 座 例>

パソコン教室、ジオパーク講習会、地域交流 など



女性学級でのジオパーク学習



女性学級での陶芸教室



高齢者学級での昔遊び(竹とんぼ)



高齢者学級でのクラシック講座

## ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度	平成30年度
各種学級・講座参加者数	15,589人	17,500人	18,000人

※各公民館における学級等(女性学級、高齢者学級、家庭教育学級、青年教室)、市民文化講座、 島原図書館・有明図書館における各種講座

## (3) 公民館サークル活動の育成

## 【具体的な取組】

## ① 公民館サークル活動

公民館の利用の仕方や各公民館の主な講座・サークル等の情報について、広報 紙やホームページ等による周知を図ります。

平成23年度では、各公民館を会場として196のサークルが活動しており、 喜びや生きがいのある活動の推進と世代間の交流を図ります。

また、サークル会員が講師になった講座を開設し、日頃の学習等の成果を地域に 還元しながら、地域づくり、絆づくりに努めます。

## <サークル例>

体操、フラダンス、太極拳、舞踊、カラオケ、合唱、大正琴、詩吟、 俳句、短歌、諧句、書道、茶道、手芸・工芸、囲碁・将棋、絵画、 パソコン、おはなし会 など

## 3 社会教育関係団体の育成と活動の推進

#### 【現状と課題】

青少年健全育成協議会、子ども会、婦人会、高齢者団体、青年団、PTAといった 社会教育関係団体では、毎年度、それぞれの事業計画に沿って、様々な社会教育活動を行っています。

一方、社会環境の変化や趣味・嗜好の多様化等により、各種団体の会員数は減少 傾向にあります。

地域コミュニティの維持や生涯学習の推進、地域における子育て支援のためにも、社会教育関係団体の育成を効果的に進めていく必要があります。

## (1) 青少年健全育成協議会活動の推進

## 【具体的な取組】

## ① 各地区青少年健全育成協議会活動

各地区の青少年健全育成協議会は、地域全体で子どもたちを育成する中心的な 役割を担っており、地区ごとの特色を生かした体育・レクレーション行事、伝承・ 伝統行事、週末の余暇活動等を実施します。

また、青少年の事件・事故、非行の防止のため、危険箇所点検や安全パトロール 等を実施し、「青少協だより」を発行します。





青少年健全育成協議会による鬼火、精霊船づくり

## (2) 子ども会活動の活性化

## 【具体的な取組】

## ① 子ども会ジュニアリーダー研修会

毎年6月に、子ども会育成連絡協議会が、小学校高学年を対象に子ども会の ジュニアリーダーを養成する体験学習を実施します。週末、舞岳山荘に宿泊し、 飯ごう炊さんや竹細工等の体験活動をとおして、リーダーに必要な資質の向上を 図ります。

## ② 子どもフェスティバル

民生委員・児童委員、青少年健全育成協議会、PTA、子ども会育成連絡協議会等が中心となって実行委員会を組織し、毎年2月に、子ども自身が企画・運営に参加するイベントを行います。イベントを通じて、子ども自身が考え行動する力を養うとともに、消防署や警察署、市内高等学校等のコーナーでは、貴重な体験ができます。

## <内容例>

はしご車・地震車・白バイ体験、ふれあい動物園、おはなし広場、 おばけ屋敷、フリーマーケット、各種飲食物の出店 など



子ども会ジュニアリーダー研修会



子どもフェスティバル

## (3) 各種団体の支援

## 【具体的な取組】

## ① 婦人会・青年団の支援

地域における教育力向上の担い手である婦人会・青年団等に対し、各公民館と連携した自主運営等への支援を行います。

## ② PTA連合会の支援

PTA会員の資質向上をめざし、「心豊かでたくましい子どもを育てるPTA活動」という全体テーマで、島原市PTA連合会研修会が毎年1月に開催されます。 子育てに関わる講演会や、「組織運営」「学習活動」「健全育成」「健康・安全・ 給食」「広報活動」の5分科会が実施され、分科会では市教育委員会から指導助 言を行います。

## 4 図書館活動の推進

#### 【現状と課題】

本市には、島原図書館、島原市有明図書館があり、三会・杉谷・森岳・霊丘・白山・ 参いたか 安中地区の6公民館には、島原図書館の分室を設置しています。島原図書館は昭和 61年、有明図書館は平成11年に開館し、現在、財団法人島原市教育文化振興事業 団が指定管理者として管理・運営にあたっています。

平成20年度の図書貸出システムの統合により、島原・有明両図書館間における貸出・返却が可能となりました。登録者カードの所持者は、平成23年3月末現在45,866人となっており、平成22年度中の島原図書館利用者数は40,237人、有明図書館の利用者数は15,948人となっています。今後、さらなる利用促進を図るため、各種サービスの向上と快適な読書環境づくりに努めます。

また、市内全小・中学校に学校司書を配置し、各学校・公民館では図書ボランティアが活躍しています。市保健センターにおいては、3歳児検診時の「読み聞かせ」や3か月検診時の「ブックスタート」\*45を実施しており、子ども読書活動の推進のためには、これら関係機関と公立図書館との連携もたいへん重要になっています。

## (1) 図書館活動の推進

## 【具体的な取組】

## ① 図書の充実

図書館へのリクエストを大切にし、島原図書館協議会の意見も取り入れながら、広く公平な選書・収集に努め、図書の充実を図ります。郷土資料について、歴史の継承と郷土史研究の発展のため収集に力を入れるとともに、視聴覚資料については、ビデオテープからDVDへの切り替えを順次進めていきます。また、図書館司書の実務研修会等への積極的な参加により、司書業務の充実を図ります。

## ② 読書環境づくり

設備の充実、館内美化、配架や展示の工夫、自主講座の開催により、気軽に利用できる明るい雰囲気の図書館づくりをめざします。また、ホームページや図書館だよりの内容の充実に努め、積極的な情報発信を行うとともに、予約サービスやレファレンスサービス、レフェラルサービス<sup>\*46</sup>などにより、利便性の向上に努めます。

## ③ 学校図書館等との連携

全小・中学校に配置している学校司書と協力しながら、団体貸出や図書館遠隔地の学校への簡易移動図書館等を実施し、子ども読書活動を推進します。また、小・中学校だけではなく、幼稚園、保育所、公民館等の関係機関、図書ボランティアとの連携を行い、図書館における相談体制の充実や司書研修会等の実施により、他施設等への支援策の強化を図ります。

## ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度
図書貸出冊数	260,667 冊	270,000 冊



島原図書館でのお話し会



有明図書館での読み聞かせ



図書ボランティアによる読み聞かせ



学校への簡易移動図書館

## 5 少年センター活動の推進

## 【現状と課題】

少年の健全な育成を期し、少年の非行防止を図るため、島原市少年センターを設置 しています。少年センターでは、少年補導委員(定数68名)が定期的に夜間巡回 補導を行ったり、自転車走行のマナーの指導等を行ったりしています。

また、少年センター相談員が少年の健全育成に関する相談活動を行い、必要に応じて専門機関を紹介しています。

都市化、少子化、核家族化等による家庭や地域の教育力の低下も少年非行の一因とされ、学校やPTA、社会教育関係団体等と十分連携した取組が必要不可欠です。

## (1) 補導活動の推進

## 【具体的な取組】

## ① 地区少年補導委員会

学校・地域・関係機関から少年の問題行動等の情報を収集し、補導活動等による 非行等の未然防止や健全育成を目的として、市内全7地区に設置し、各地区ごとに 学校・PTA・地域から5~8名の補導委員を委嘱しています。

## ② 補導活動

各地区の少年補導委員会では、毎月の定期補導に加え、長期休業中や初市・花火 大会・土曜夜市等の行事における特別補導を行います。また、登下校時の「あい さつ運動」や夜間巡回補導での「愛の一声運動」などに取り組みます。



初市での特別補導



少年補導委員会による「あいさつ運動」

## (2) 相談活動の充実

## 【具体的な取組】

## ① 電話・来所・訪問等の相談

電話・来所・訪問等の相談に対応し、必要に応じて専門機関を紹介します。また、 ポスターの掲示やチラシの配布等により、相談活動の周知に努めます。

#### (3) 環境浄化活動の推進

#### 【具体的な取組】

## ① 白ポストによる有害図書の回収

市内3箇所に設置した「白ポスト」により、少年の健全育成に有害な雑誌、DVDなどの回収を毎月行い、環境浄化を推進します。

## ② 立入調査の実施

補導委員や関係機関と連携して、県の「青少年の非行問題に取り組む強調月間」や「子ども・若者育成強調月間」などに書店等への立入調査を行い、有害図書等を点検し、店舗等に環境浄化の協力を求めます。



白ポスト

## (4) 地域啓発活動の充実

## 【具体的な取組】

① 「少年の日」・「家庭の日」の宣伝・啓発

毎月1日の「少年の日\*\*47」や第3日曜日の「家庭の日\*\*48」の前に、広報車で 市内を巡回し、それらの日の意義についての周知に努めます。

## ② あいさつ運動

学校やPTA、各地区の社会教育関係団体と連携しながら、毎月1日の「少年の日」に、小・中学校の校門前や通学路等で「あいさつ運動」を行います。

③ 「少年センターだより」の発行

少年の健全育成や非行防止の啓発を目的として、長期休業中の前後、年6回発行し、小・中学校の保護者や関係諸団体に配布します。

## (5) 関係機関等との連携

## 【具体的な取組】

① 各種団体や警察等関係機関との連携

補導委員の研修会等において、警察署から非行の現状や対策等についての報告や助言を受けるなど、各種団体や関係機関と連携し、補導活動の充実に努めます。

## 6 文化財の保護・公開・活用

## 【現状と課題】

本市を含む島原半島は、雲仙火山\*49の活動により形成された独特な地質・地形と豊かな自然を有し、私たちの祖先は、たび重なる火山災害にみまわれながらも、不屈の努力で克服し、温泉や湧水、肥沃な大地や有明海の恵みを活かしながら、豊かな文化や産業をはぐくんできました。これらの事実は、平成21年8月22日に「島原半島ジオパーク」として、世界ジオパーク\*50に認定された一因ともなっています。

本市においては、県内有数の有史以前の遺跡として、縄文時代後期の土器の製作跡とされる「大野原遺跡」、大規模な集落跡であった「小原下遺跡」、弥生時代中期頃の「景華園遺跡」が知られており、ここで発見された銅剣は長崎県の有形文化財に指定されています。

また、日本史に残る歴史事象として、島原の乱<sup>※51</sup>や島原大変が有名であり、関連する文化財として「キリシタン墓碑」や「流死菩提供養塔」が残されています。島原藩主松平家から伝わった古文書群である「松平文庫<sup>※52</sup>」にも当時の記録が記されており、いずれも市の有形文化財に指定されています。

国指定文化財としては、弘化3年(1846年)に島原藩主松平忠誠の命により築かれた「旧島原藩薬園跡\*\*53」が、昭和4年に国の史跡に指定されました。また、普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドーム「平成新山」が、その形成過程と生態系の回復状況等がわかる貴重な場所として、平成16年に国の天然記念物に指定されています。

これらの文化財を、適切に保存・保護し、また、有効に公開・活用することは、 本市の歴史・文化の理解や文化の向上発展につながるものであり、市民一体となった 取組が必要不可欠です。

また、島原城(森岳城)は、深溝松平家の記録書である「深溝世紀<sup>\*54</sup>」等に、 寛永元年(1624年)に完成したとされる記述があり、2024年の築城400年の 到来は、周辺の文化財を含めたまち並み保存を図る契機といえます。伝統的建造物 群保存地区制度<sup>\*55</sup>を導入するためには、住民の方々の同意が必要となることから、 鉄砲町の文化的価値と制度の周知を図ることが重要です。



大野原遺跡展示館「縄文の里」



景華園遺跡で出土した銅剣



島原城に屋外展示されているキリシタン墓碑



流死菩提供養塔



深溝世紀(翻刻本)



島原城

## (1) 旧島原藩薬園跡の保存・公開・活用

## 【具体的な取組】

① 旧島原藩薬園跡の保存と管理

「旧島原藩薬園跡」は、史跡としての遺構の維持管理を第一義に、薬草見本園

としても公開しています。

昭和51年に策定された県教育委員会の保存管理計画\*\*5による整備はほぼ完了しましたが、同計画の策定から35年以上が経過し、樹根の成長による石垣への影響や、遺構の劣化が見られるため、適切な保存に努めていきます。

薬草の管理については、県立島原農業高校やNPO法人島原薬草会等と連携し、 日常的な植裁管理とともに、薬草講座、薬草の活用、周知イベント等を行っていき ます。

今後、国・県等の関係機関、学識経験者等の指導・助言を得て、適切で効果的な 保存・管理を進めていきます。

## <薬園の履歴>

	こやま	か く さいちろう
<ul><li>弘化3年</li></ul>	現在の小山町に島原藩主の命に。	トり智本佐一郎
$M \square O \top$		
	いいじまぎかく	
	飯島義角によって薬園が築かれる	7
	以	$\mathcal{C}$

・明治2年 廃園となり島原町に管理が委ねられる

・明治32年 民間の所有となる

・昭和4年4月2日 「旧島原藩薬園跡」として国の史跡に指定され、

島原町が管理団体となる

・昭和46~48年 長崎県による全体の約半分の民有地の買上げ

・昭和49~51年 長崎県による発掘調査及び史跡整備

・昭和51年 長崎県教育委員会による保存管理計画の策定

・昭和52~60年 島原市による民有地の買上げ、全園公有化

・昭和53~62年 石垣の修復や休憩所・トイレの設置、植裁・説明

板設置等の薬草見本園的な整備

・平成20年~ 島原薬草会との連携

・平成22年 管理棟・トイレの改修、門扉の設置

・平成22年~ 島原農業高校との連携

## ② 旧島原藩薬園跡での講座等

薬園が築かれた当時の時代背景や薬園に携わった人々の物語等を、歴史講座やホームページ等で分かりやすく発信します。

また、園内の薬草・薬木や、それらに集まる鳥や昆虫等、自然の生態系を楽しく学べる野外講座等の実施に努めます。



旧島原藩薬園跡



旧島原藩薬園跡での薬草講座

まつだいらぶんこ

## (2) 松平文庫の保存・公開・活用

## 【具体的な取組】

## ① 松平文庫所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用

歴史的な事実が記された古文書や絵図等が一万余点も収蔵される松平文庫は、 国内でも希少な価値をもっており、製本作業員によって所蔵資料の虫食いなどに よる破損を修復し、江戸時代の姿のままで未来に残すように努めます。

修復した所蔵資料は、マイクロフィルム化やデータ化により複製品を作成し、 市民や研究者の利用の際、複製品を用いることで原本の破損を防ぎます。

また、資料データは、松平文庫と市教育委員会で保管し、大規模災害による滅失等、万が一の事態に備えます。

所蔵資料の活用方策として、絵図等を中心に島原図書館展示室で企画展示を定期的に開催するとともに、旧島原藩日記\*\*57や深溝世紀等の古記録を用いた歴史講座や、古文書研究者による講演会等を実施します。

## ② 松平文庫所蔵資料翻刻本の刊行

松平文庫の所蔵資料は、くずし字や漢文で記載されているものが多く、難解な文章となっています。島原大変をはじめとした本市の歴史に関わる資料や、蜻蛉にのまた。紫式部日記歌等の価値ある資料は、多くの利用が見込まれるため、市民や研究者に利用しやすいように楷書で記載した翻刻本を刊行します。



古文書の修復作業



松平文庫での歴史講座

#### (3) 文化財の保護

#### 【具体的な取組】

## ① 文化財の保護・活用

文化財とは、「指定」や「登録」の有無にかかわらず、歴史上、芸術上、学術上、 観賞上等の観点から価値の高い有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、 文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、埋蔵文化財のことを指し、市民 共通の財産であるとされています。

本市にはこのような文化財が数多くあって、これらの文化財も保護していくべきものであり、関係部局と連携し伝統芸能の継承に努めるなど、指定文化財に準じた活用を図るとともに、島原市文化財保護審議会に諮問し、新たな指定にも取り組みます。

## ② 指定文化財の保護・公開・活用

本市に所在する指定文化財は、平成24年1月末現在、国指定2件、県指定9件、 市指定77件、国登録11件となっています。

文化財は市民共通の財産であり、「指定」又は「登録」された文化財は、本市に とって特に重要で、内容に応じた保護が必要なことから、文化財巡視員による定 期的な確認を行うなど適切な保護に努め、個人所有の指定文化財については、日常 管理や保護への支援を行います。

また、市民共通の財産として保存・保護の精神を醸成するため、指定文化財の 積極的な公開や活用に努め、公開・活用にあたっては、保存状態を考慮すると ともに、盗難や毀損等へ十分な対応を行います。

市川泰朴の解体図等の市指定文化財は、有明歴史民俗資料館や島原城キリシタン 資料館等で展示し、公開・活用を図ります。また、屋外の指定文化財には、説明 板を設置し、歴史講座やまち歩き講座での活用を図り、移動可能な文化財は、 市外の資料館への貸出展示を行います。

## ≪目標とする数値≫

	平成22年度	平成28年度	平成30年度
国登録文化財の数	11件	20件	30件
市内の指定文化財の数	88件	89件	90件

## ③ 埋蔵文化財の発掘調査・保存・活用

遺跡地図等で埋蔵文化財が存在する土地として周知されている土地を「周知の 埋蔵文化財包蔵地」といい、指定されていなくても保護すべきものとして、その 範囲内で建設工事等の開発行為を行う場合、事前に市教育委員会への届出が必要 です。

開発行為による埋蔵文化財への影響が考えられる場合には、開発主体者と保存について協議を行い、事前に範囲確認調査を実施して遺構や遺物の有無を確認します。範囲確認調査により遺構や遺物が確認された際には、再度協議を行い、開発行為による破壊がやむを得ない場合は、開発行為者の費用負担により、本調査を実施して記録保存を行い、遺構の残存状態によっては、現地で公開の説明会を開催します。

本調査の結果は、記録保存という形で後世に伝えるために発掘調査報告書として 刊行し、研究・歴史資料として図書館や大学等へ配布します。

発掘調査報告書の刊行後、土器や石器等の遺物、調査時の実測図や写真は埋蔵 文化財収蔵庫に保管し、大学等の研究者による調査・研究資料として活用を図り、 完全な形に復元できる土器等は大野原遺跡展示館<sup>※58</sup>に展示・公開します。遺物の 出土量や内容によって、適宜、企画展を開催します。

#### ④ 歴史的建造物の保護

本市には、平成16年度から実施した市や大学等の調査により、江戸末期から昭和初期までの歴史的な建造物が、森岳商店街、万町、堀町、白土町、湊新地町、 もりままなっ 有馬船津町等に数多く現存していることが判明しています。

調査結果をもとに、所有者の同意が得られた建造物の「指定」や「登録」を、 引き続き行います。 また、江戸時代の島原藩士の屋敷跡や町割りが残る鉄砲町地区を対象として平成 19・20年度に実施した伝統的建造物群保存対策調査の結果をふまえ、今後、地域 住民や関係機関等との意見交換等を行い、伝統的建造物群保存地区制度の導入に 向け、鉄砲町の文化的価値と制度の周知に取り組みます。



伝統行事の精霊流し



郷土芸能の先踊



湧水庭園「四明荘」



有明歴史民俗資料館



旧島原藩日記



文化財防火デーでの文化財搬出訓練



埋蔵文化財現地説明会



江戸時代の屋敷跡や町割りが残る鉄砲町

## 第3節 教育環境の充実

## 1 学校施設の整備・充実

## 【現状と課題】

学校は、児童・生徒が一日の大半を過ごす教育施設であり、安全・安心で快適な 施設の整備はもとより、大規模な地震にも耐える耐震性の確保が求められています。 また、地域住民にとってのコミュニティの拠点、防災拠点施設としての役割も担って います。

本市では、積極的に学校施設の耐震化を実施しており、平成24年度に、全ての 学校施設の耐震化を完了します。

また、情報教育を着実に行うために、今後とも情報機器の整備を行い、併せて、 その他の教育設備についても、より一層の充実に努める必要があります。

学校給食についても、安全・安心な給食の提供のため、今後とも給食施設等の充 実を図る必要があります。

## (1) 学校施設の整備

## 【具体的な取組】

## ① 学校施設の耐震対策

耐震診断の結果、補強が必要とされた学校施設については、計画的に耐震補強 及び改築工事を実施し、平成24年度に耐震化を完了します。

また、照明器具や書棚等の非構造部材についても耐震対策に努めます。

## ≪目標とする数値≫

	平成23年度	平成24年度
小・中学校施設の耐震化率	9 2 %	1 0 0 %

## ② 学校施設の営繕・管理

よりよい教育環境を確保するため、危険性・緊急性・必要性等を考慮した計画 的な施設整備を行います。

また、太陽光発電や雨水利用、地元産木材の活用といった環境に配慮した施設 整備に努めます。



第一小学校(新築校舎)



第一小学校(太陽光発電設備)

## (2) 教育設備等の充実

## 【具体的な取組】

## ① 教材・教具・学校図書

新学習指導要領にも対応した学習内容の充実を図るため、教材・教具等の充実に努めます。また、読書活動の推進や調べ学習への対応を図るため、学校図書のさらなる充実に努めます。

## ② 情報機器

全小・中学校にパソコン教室を設置し、子どもたちの情報活用能力の育成を図っていますが、今後も、年次計画による情報機器の更新や情報教育環境のさらなる充実を図ります。





パソコン教室

## (3) 給食施設等の充実

## 【具体的な取組】

## ① 給食施設等の充実

食器消毒保管庫や保冷庫等、一部の調理機器において耐用年数を迎えていることから、年次的に機器の交換を行い、適正な給食施設の運営に努めます。

## 2 社会教育施設の整備・充実

## 【現状と課題】

社会教育施設は、生涯学習の場として、また、地域コミュニティの拠点としての 役割を持っています。さらには、防災拠点施設としての役目も担っており、施設の 耐震性や安全性の確保は重要な課題です。

本市では、平成24年度に、社会教育施設の耐震化を完了しますが、杉谷公民館や 島原図書館等を除いた施設は、建築から20年以上が経過しており、順次、老朽化に 伴う改修等を行っていく必要があります。

## (1) 公民館の整備・充実

## 【具体的な取組】

## ① 公民館の営繕・管理

よりよい活動環境を維持していくため、危険性や利便性等を考慮した計画的な

施設整備を行います。

また、照明器具や書棚等の非構造部材についても耐震対策に努めます。

## ② 公民館設備等の充実

計画的な学習設備等の充実に努めるとともに、駐車スペースが限られた公民館の駐車場について、周辺用地の利用等の可能性を検討します。



杉谷公民館



杉谷公民館(図書室)

## (2) 図書館の整備・充実

## 【具体的な取組】

## ① 図書館の営繕・管理

よりよい読書環境を維持していくため、危険性や利便性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

また、照明器具や書棚等の非構造部材についても耐震対策に努めます。

#### ② 図書館設備等の充実

よりよい読書環境づくりのため、設備等の充実に努めるとともに、島原図書館の 駐車場については、周辺用地の利用等の可能性を検討します。



島原図書館(館内)



有明図書館(館内)

## 3 修学支援の実施

## 【現状と課題】

本市においては、島原市奨学金制度や島原市東京学生寮の活用により、学生たちの修学機会の拡大を図っています。

今後も、制度の適正な運用や施設の整備・充実を行い、修学の支援に努める必要があります。なお、島原市東京学生寮については、老朽化による応急的な修繕が増えていることもあり、耐震対策も喫緊の課題となっています。

また、義務教育過程において、経済的な支援が必要な世帯に対しては、就学援助制度等による各種支援を適正に実施していく必要があります。

## (1) 奨学金制度

## 【具体的な取組】

## ① 島原市奨学金制度の運用

向学心があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な学生に対して、 奨学金の貸付を行います。制度については、ホームページや広報紙により、市民へ の周知を図ります。

なお、返還が滞っている者に対しては、電話や個別訪問による催促を行うなどの 未納対策を実施し、制度の円滑な運用に努めます。

## ② 各種奨学金制度の相談・案内

財団法人長崎県育英会や日本学生支援機構の奨学金等について相談・案内を行います。

## (2) 就学援助制度

## 【具体的な取組】

#### ① 制度の適正実施

本市に住所を有し、市内の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学困難な者に対して、学用品費、各学校行事活動費、学校給食費等の必要な援助を行う就学援助制度について、適正な実施に努めます。

## (3) 東京学生寮

## 【具体的な取組】

## ① 施設の利用促進

東京都内及び東京周辺の大学・短期大学・専修学校(修業年限2年以上)等で 学ぶ学生の修学支援のため設置している東京学生寮について、市民へ広く周知を 図るなど、利用の促進に努めます。

## ② 施設の整備・充実

老朽化している施設については、施設自体の必要性や継続して運営する場合の 対応策等の検討が必要であり、できるだけ早い時期に今後の方向性を固めます。

## 第3章 計画の着実な推進のために

## 1 計画の周知及び関係機関との連携

「島原市教育振興基本計画」は、「島原市教育方針」の理念や、「島原市市勢振興計画 (第6次)」の教育分野における施策を具現化するためのアクションプランです。

この基本計画を着実に推進していくためには、計画内容の周知を図り、市民の声を的確に把握しながら教育行政への反映に努めるとともに、関係各機関等と密接に連携し、各施策に取り組む必要があります。

このため、本計画に掲げる主な施策や具体的な取組、数値目標等について、広報紙、ホームページ、リーフレットなどを活用し、広く市民への周知を図ります。また、各施策の実施にあたっては、庁内の関係部局はもとより関係の各機関・諸団体と緊密な連携を図るとともに、学校・家庭・地域との連携・協働に努めながら、効率的かつ効果的な事業推進に取り組みます。

## 2 計画の進捗管理

教育委員会においては、平成20年度から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行状況について点検及び評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書(教育委 員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書)を作成し、市議会に報 告するとともに公表しています。

「島原市教育振興基本計画」についても、同報告書により進捗状況の把握と点検・評価 を行い、必要に応じて、課題と対応策の検討や施策の見直しなどの改善を行います。

# ≪資 料≫

0	用語解説
0	数值目標一覧64
0	島原市教育振興基本計画検討委員会設置要網66
0	島原市教育振興基本計画検討委員会委員67

## 用語解説

## (1) 新学習指導要領 (P6)

学習指導要領とは、学校で指導する内容を細かに定めた国の基準で、およそ10年ごとに改訂をされている。平成20年3月に現在の学習指導要領が改訂され、「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育等の充実により豊かな心と健やかな体を育成することを基本的なねらいとして、小学校では平成23年度から、中学校では平成24度から全面実施されている。

## (2) 8月9日 (P7)

長崎市に原爆が投下された「8月9日」を登校日に設定し、全小・中学校において 平和学習を行っている。

## (3) レファレンスサービス (P8)

図書館利用者が必要な情報・資料・回答等を求めた際に、図書館員等がその情報を 提示したり、情報・文献探しの手伝いを行うサービス。

※レファレンス(Reference): 照会・照合、図書館調査係

#### (4) 長崎県の子どもにすすめる本500選 (P8)

県が子どもの読書の質の向上を図るための道標として選んだ500冊の本。人としての生き方を見つめ、豊かな心がはぐくまれるような名作や、子どもの知的活動を促し興味・関心をもつような魅力的な本等が、子どもの発達段階に合わせて幅広い分野から選定されている。小学校低学年向け、中学年向け、高学年向け、中学校向け、高等学校向け、それぞれ100冊ずつの合計500冊。

## (5) PTA (P8)

Parent-Teacher Associationの頭文字をとった呼称で、子どもたちの健全な育成を図ることを目的に、会員である保護者と教職員が協力して、活動を行う団体。

#### (6) PISA調査(P11)

経済協力開発機構(OECD)が行った「生徒の学習到達度調査(Programme for International Student Assessment)」のことで、ピザ調査と呼ばれている。世界各国の15歳児を対象に読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で問題解決能力を調査する。2000年に始まり、3年毎に実施されている。日本の2003年、2006年の順位が前回より下がったため、学力低下が大きな問題となった。なお、2009年の順位は前回の順位より上昇している。

※リテラシー(Literacy): 読み書き能力、与えられた材料から必要な情報を引き 出し活用する能力、応用力

## (7) 出前講座 (P11)

市町教育委員会、小・中学校等に県教育センター職員が出向き、「講義」「研究授業」「研究協議」「演習」「実技指導」「指導助言」などを含む講座を実施する県の事業。

## (8) 理科支援員配置事業 (P11)

小学校5・6年生の理科の観察・実験等の体験的な学習の時間に「理科支援員」を派遣するもので、理科教育の充実・活性化や教師の指導力向上を目的としている。独立行政法人科学技術振興機構(JST)と県が行う事業で、平成19年度から実施されている。

## (9) 学力向上ステップアップ事業 (P12)

全国学力・学習状況調査で課題となっている基礎学力の確かな定着を図るための 県の事業で、平成23年度から実施されている。教師の指導力向上に資する研修会 や、学習内容の習得状況を確認する評価教材の作成・提供、「学習支援チーム」の 小学校への派遣等の支援を行う。

## (10) 子どもの学びの習慣化 (P12)

平成18年1月に、小・中学校保護者、学識経験者、小・中学校長等で構成された 長崎県学力向上推進協議会の意見を受け、家庭との連携による学力向上の方策として 県教育委員会が作成したリーフレットの名称。

#### (11) コミュニティスクール (P13)

「学校運営協議会制度」ともいい、保護者や地域と学校がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

## (12) わたしたちの島原市 (P14)

市教育委員会が作成した小学校社会科の副教材の名称。3・4年生の地域学習で活用している。

## (13) キャリア教育 (P15)

経験の積み重ねにより、その段階での能力を身に付けさせて、将来の職業選択や 実際に働くために望ましい職業観や勤労観を養う教育。端的にいうと、児童・生徒 一人一人の望ましい勤労観・職業観を育てる教育。

※キャリア (Career):職業・技能上の経験・経歴

## (14) ジオパーク (P15)

大地の成り立ちや地形、地質をテーマにした一種の野外博物館。自然景観、地質、動植物等の自然環境、また、それらを利用した人々のくらし、歴史、文化のすべてを展示物と見なす。日本ジオパーク委員会では「大地の公園」という言葉を使用している。島原半島は、平成21年8月22日に「世界ジオパークネットワーク」への

加盟が認められた。

## (15) 中1ギャップ (P18)

小学校から中学校に進学した際、学習や生活の変化になじむことができず、いじめ が増加したり、不登校になったりする現象。

## (16) 外国語指導助手(ALT) (P19)

ALTとはAssistant Language Teacherの略で、中学校の英語科の授業で担当教諭の助手を務める。「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」により外国から招致している。

## (17) 島原市食育推進計画 (P21)

食の安全・安心や望ましい食習慣、健康な体づくり、食文化の伝承等を推進するため、平成22年3月に島原市が策定した計画。家庭や学校、幼稚園・保育園等での食育の推進、地域や生産者の取組、食文化継承のための活動等を掲げ、食育を市民運動として展開しようとするもの。

## (18) 具雑煮 (P23)

十数種類の海の幸・山の幸が入った具だくさんの雑煮。島原の乱の折、天草四郎が 考案したといわれている島原の代表的な郷土料理。

#### (19) ろくべえ (P23)

さつまいもの粉にやまいもを入れ、熱湯でこねた麺をすまし汁で食べる郷土料理。「六兵衛」という人が考案したといわれている。

## (20) ふしめん汁 (P23)

麺の製造過程で、麺を延ばす際に、両端の棒にかかった曲線部分を節麺という。 それをすまし汁で食べる郷土料理。

## (21) かんざらし (P23)

白玉粉で作った小さな団子を島原の「湧水」で冷やし、蜂蜜や砂糖等で作った特製の蜜をかけて食べる島原の素朴な和スイーツ。

## (22) LD · ADHD (P24)

LD (Learning Disabilities) は「学習障害」と訳されており、基本的に、全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算、推論の能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。

ADHD (Attention Deficit/Hyperactivity Disorder) は「注意欠陥多動性障害」と訳されており、年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力、衝動性や多動性を特徴とする行動の障害のことで、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。

## (23) 高機能自閉症 (P24)

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、ことばの発達の遅れ、 興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症の うち、知的発達を伴わないもの。

## (24) 特別支援学級 (P24)

障害のある児童・生徒がその能力に応じて等しく教育を受けるため、特別に編制された学級。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学級において障害のある児童・生徒の支援をさらに充実していくことになった。以前の特殊学級から変換が図られた。

#### (25) 通級指導教室 (P24)

小・中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、主として各教科の指導を通常学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。

## (26) 発達障害スクリーニング (P25)

5歳児健診において、健康診断内容に行動発達をチェックする項目を取り入れ、 発達障害の早期発見を目的とした検査。

## (27) 特別支援教育コーディネーター (P25)

学校内関係者や外部関係機関との連絡調整役。保護者に対する相談窓口、学級担任への支援、校内委員会の運営や推進役等の役割を担う教員。

#### (28) 長崎県特別支援教育推進基本計画 (P25)

障害のある子どもの教育のさらなる充実へ向けて、計画的に特別支援教育を推進していくため、県教育委員会としての基本方針や施策の方向性を示した計画のことで、 平成23年10月に作成された。

## (29) 直接観察Ⅱ (P25)

積木構成、指示の理解、社会的交流、数、構音、色、左右判別、じゃんけん、三角の描写、人物画について観察等を行い、発達の様子を確認するもの。

#### (30) 集団遊びの観察 (P25)

絵本の読み聞かせやインタビュー、フルーツバスケットの集団で遊んでいる様子を 観察し、発達の様子を確認するもの。

#### (31) ネットワーキング事業 (P26)

県教育センターが発達障害のある子どもなどへの教育支援の拠点となって各学校の 取組を支えるための事業で、学習や行動上、特別な配慮が必要であると思われる児童・ 生徒について、どのような指導や支援を行っていけばよいのかについて助言や援助 を行う。

#### (32) イントラネット (P26)

小・中学校と県教育センター、県こども医療福祉センター、県立特別支援学校をネットワーク「イントラネット」で結び、相談内容に関する情報を共有することで、各学校では各機関から受けた指導・助言内容を正確に把握し、個別の教育支援計画の作成や活用に生かすことができる。

## (33) エピペン (P29)

ハチ毒アレルギーや食物アレルギーなどによるアナフィラキシー発現時に、患者 自身が自己注射する補助治療剤。

※アナフィラキシー (anaphylaxis): 急性アレルギー反応の一つで、生命の危険を伴うショック症状を引き起こす場合もある

## (34) 島原大変肥後迷惑 (P29)

寛政4年(1792年)、普賢岳の火山性地震に伴い、眉山の南側山体が大崩壊を起こしたことで有明海に大津波が発生し、島原城下で標高10m付近まで到達したとされる大規模な火山災害。対岸の肥後・天草(熊本県)にも多くの被害が及んだ。 犠牲者は1万5千人、流出家屋は約6千戸とされる。

## (35) 普賢岳噴火災害 (P30)

平成2年11月17日の198年ぶりの噴火から、平成7年5月に噴火活動が停止するまでの間、島原市や南島原市深江町では、たび重なる火砕流や土石流の災害にみまわれた。その中でも、平成3年6月3日に発生した大火砕流は、死者40人、行方不明3人という犠牲者を出し、大惨事となった。

## (36) いのりの日 (P30)

平成3年6月3日に発生した大火砕流をはじめ、普賢岳噴火災害で犠牲となった 方々を追悼するため、島原市ではこの日を「いのりの日」とし、平成10年から毎年、 仁田団地に献花台を設けて祈念式典を行うとともに、大火砕流が発生した16時8分 に黙祷をささげ、犠牲となった方々のご冥福をお祈りしている。

## (37) 雲仙岳災害記念館 (P30)

平成2年11月から平成8年の噴火終息宣言までの普賢岳噴火災害について、自然の脅威と災害の教訓を風化させることなく正確に後世へ伝えていくことを目的とした施設で、平成14年に開館した。ドーム型スクリーンで火砕流・土石流を擬似体験できる「平成大噴火シアター」のほか、火山や防災についての資料等が展示されている。見て触れて体感しながら、わかりやすく学習できる日本で唯一の「火山体験ミュージアム」。

## (38) 地域防災教育資料 (P30)

地域の特性をふまえた防災教育を効果的に行うため、島原市で発生した災害の画像・映像を取り入れた補助教材。小学校5・6年生の社会科や理科、総合的な学習の時間の授業で活用している。

## (39) 定点 (P31)

報道関係者や研究者等が普賢岳の活動状況を継続的に観察するために訪れていた 撮影ポイント。北上木場地区で火砕流が最もよく見える場所を「定点」と呼んでいた。

## (40) ジオサイト (P31)

貴重な地形や地層等を観察・体験できる場所。島原半島の主なジオサイトとして、 マルサリルダル 平成新山、「島原大変」による眉山の崩壊跡(九十九島、白土湖等)、千々石断層、 普賢岳噴火災害の遺構、島原湧水群、温泉群、「島原の乱」の史跡等があげられる。

## (41) 平成新山ネイチャーセンター (P31)

平成15年2月に開館し、雲仙火山の歴史から平成新山の誕生、平成新山を観測するシステム、火山と共生する動植物等を紹介している施設。屋外では、平成新山を間近に眺望することができ、また再生する自然や火砕流堆積物の様子等が観察できる。

## (42) 白土湖 (P31)

寛政4年(1792年)に眉山の山体崩壊による災害「島原大変肥後迷惑」が発生した際、当時寺院墓地であった場所が陥没して生じた窪地に、多量の地下水が湧出したことによりできた湖。南北およそ200m、東西およそ70mの広さ。

#### (43) ココロねっこ運動 (P33)

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てようという県民運動。島原市では、「地域ぐるみで子育てを」を合言葉に取り組んでいる。

#### (44) 青少年健全育成協議会(P33)

地区ぐるみで、青少年の健全育成と非行及び事故防止を図ることを目的とした団体。 町内会・自治会・PTA・子ども会・婦人会・高齢者団体・青年団等、社会教育関係 団体及び青少年育成関係機関で構成される。

## (45)「読み聞かせ」「ブックスタート」(P41)

「読み聞かせ」は、市保健センターの3歳児検診の際、保護者が医師の話を聞いている間、図書館職員が子どもたちに読み聞かせを行う取組。

「ブックスタート」は、乳児一人一人に絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を手渡す活動。ボランティア、市保健センター、図書館が連携し、3か月検診時に実施している。

## (46) レフェラルサービス (P41)

図書館利用者が求める情報の情報源(専門家、研究機関、他の図書館等)を知らせるサービス。

※レフェラル (Referral):紹介・委託

#### (47) 少年の日 (P44)

少年非行の防止に対する地域住民の理解と関心を高めようと、毎月1日を「少年の日」とし、少年の非行防止と健全育成を図るため、重点的に補導活動を実施している。

## (48) 家庭の日 (P44)

家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい 家族関係を育てる契機とするため、昭和41年から青少年育成国民会議が、昭和56 年から長崎県青少年育成県民会議が提唱している毎月第3日曜日の運動名。

## (49) 雲仙火山 (P44)

島原半島の主要部分を形成している火山群の総称で、普賢岳(1,359m)は雲仙 火山の主峰、最高峰は平成新山(1,483m)。

## (50) 世界ジオパーク (P44)

国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の支援により、2004年に設立された「世界ジオパークネットワーク」が認定する自然公園で、地球科学的に貴重な遺産を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興、及び観光事業に活用し、持続可能な方法で地域を活性化させることが要求される。世界遺産は対象物の保護に重点を置いているのに対し、ジオパークは対象地域を保護しながらそれらを持続的に活用することに重点を置いている点が両者の大きな違いといえる。持続的な方法で地域を活性化させるジオパークは、4年に一度の再審査によってその適正や活動度が定期的に確認され、その品質の維持と向上が求められる。

#### (51) 島原の乱 (P44)

寛永14年(1637年)に起こった日本の歴史上大規模な一揆の一つであり、勃 発の原因は農民への重税、キリシタンへの弾圧等、複数の要素があるとされる。

## (52) 松平文庫 (P44)

正しくは「肥前島原松平文庫」といい、旧島原藩主松平家が歴代にわたり、蒐集・ 所蔵していた古典籍類。廃藩置県後は、松平家の管理事務所に保管され、一部、旧制 島原中学校の古典の教科書として利用されるなどしていたが、昭和23年、島原公民 館図書部に移管され、昭和39年4月10日、島原城天守閣復原を記念して、松平家 から島原市に正式に寄贈された。現在、島原図書館2階に修補保管され、島原市指定 文化財に指定されている。

## (53) 旧島原藩薬園跡 (P44)

島原藩主松平忠誠は、天保13年(1842年)に、長崎で西洋医学を広めたドイツ人シーボルトの高弟で豊州佐田村(島原領)在住の賀来佐一郎を医師として招いて、翌14年、藩の医学校「済衆館」の薬園に薬草を栽培させた。この薬園は手狭なうえに薬草の栽培には条件が良くなかったため、弘化3年(1846年)、藩臣飯島義角を薬園主任として、雲仙岳眉山のふもとに薬園を開墾させた。

その後、嘉永年代になって、賀来、飯島の両名に命じて薬園の拡張工事を行わせ、 嘉永6年(1853年)に完成した。これが現在の薬園跡である。薬園跡の面積は約1 万平方メートルであり、東、西、北の三方を石垣で囲み、南は堤防となっており、 園内は通路をはさんで南、北に区分され、段々畑になっている。西隅に薬園方詰所跡、 薬師仏の祠がある。昭和49年から、発掘調査、遺構の復元・整備に着手。これまでに 石垣、屋敷跡、建物跡、貯蔵穴、貯水槽等を復元し、当時の面影を再現している。

## (54) 深溝世紀 (P45)

旧島原藩主松平家の歴代当主の事績を記述した書物。松平家は、本家が後に徳川家と改めるが、一族が多数あり(俗に十六松平という)、それぞれの領する地名をとって何々松平と称した。島原藩主の家系はもともと三河国深溝(現愛知県幸田町)にあったため深溝松平と呼ばれる。

## (55) 伝統的建造物群保存地区制度(P45)

文化財保護法に規定する文化財種別の一つ。城下町や宿場町、門前町等の歴史的な 集落・町並みの面的な保存を図る制度。

#### (56) 保存管理計画 (P46)

昭和51年2月1日に県教育委員会が策定したもので、この計画に基づき、薬園跡の公有化、発掘調査、史跡整備が行われた。

#### (57) 旧島原藩日記 (P47)

寛文7年(1630年)からの記述がある旧島原藩の日記。現在、島原市のほか、 猛島神社(市に寄託)、慶応大学に保管されている。島原の歴史を語るうえで貴重な 資料。

## (58) 大野原遺跡展示館 (P48)

島原市有明文化会館の建設に伴う大野原遺跡発掘調査で出土した縄文時代の土器、 石器等を中心に市内の遺跡で発見された考古資料を展示している資料館。有明文化 会館内に設置している。

# 数值目標一覧

施	努	主	具体					計画期間	⑤ (H 24~H	28)	
策休	力事	な 施	体的な取り	No.	成果指標名	各	現	状の数値	目標の	D 数 値	頁
体系	項	策	取 組				年度		平成28年度	平成30年度	
1	学杉	教育	の方	実							
	1	心の	教育	の充	実						
		(1)	道德	熱育	 fの充実						
			2	「長崎	奇っ子の心を見つめる教育週間」て	での授業公開					
				1	授業公開率		23	85.7%	100%	_	6
		(4)	読書	活動	の推進						
			2	「学杉	<b>交司書」を活用した図書館運営</b>						
				2	  貸出冊数(年間 1 人平均)	小学校	23	75.3 冊	120冊	_	8
				۷	長山    数(午间)八十圴)	中学校	23	5.5 冊	12冊	_	0
			4	家族	10分間読書活動						
						小学校低学年	23	38 %	70%	_	
				3	家族読書実施率(週1日以上)	小学校高学年	23	24%	50%	_	8
						中学校	23	10%	20%	_	
	2				身に付ける教育活動の充実						
		(1)	授第	美改善	の推進						
			1	「教え	て考えさせる授業」						
				4	  出前講座利用学校数	小学校	22	2 校	9校	_	11
				,		中学校	22	0 校	5 校	_	
	3				・協力による学校づくりの推進						
		(1)			(育力を生かした体験学習の推進						
			1	地域	人材の活用						
				5	  地域の人材バンク活用学校数	小学校	22	3 校	9 校	_	13
		`A- 55				中学校	22	3 校	5 校	_	
	4				の向上						
		(8)			携の充実						
			(2)	小・	中連携 [	1 11/14		- 14	0.14		
				6	授業交流実施学校数	小学校	22	5 校	9校	_	19
		F 197	//-	<b>Ω</b> +1	<b>.</b>	中学校	22	3 校	5 校	_	
	5	国際			· <del>-</del>						
		(2)			支援員の活用						
			<b>(</b> )	至中	学校への A L T配置 A L Tの人数 (※)		23	4人	5人	5人	20
	6	合に	即才		<u>  A C T の人数(※)</u> 導の充実		23	4人	3 人	3 人	20
	0				<del>= 000000000000000000000000000000000000</del>						
		(1)			る理解と感謝の心の醸成 関する体験活動						
			(L)	及に	大 ソ (公   平原大/口 当)	小学校	23	8校	 9 校		
				8	体験活動実施学校数	小字校   中学校	23	3校			22
			<u>(4)</u>	胡合		广于仪	20	J TX	J TX		
			<u> </u>	机区	朝食の摂取率		22	94%	100%	_	
				9	新長の民敬学      残滓量(1日平均)		22	0. 95 kg	0 kg	_	22
		(2)	家区	<b>₹•</b> ₩	<mark>                                    </mark>			0. 00 Ng	O NS		
		\ _			3域との建場による長月の推進 引」に関する授業の実施・公開						
			9	I JX F	ココートのフェス末ッスル 五団	小学校	22	4 校	9校	_	
				10	授業公開学校数	中学校	22	5 校		_	23
						6.4		J 1X	J 1X		

第	努	王	具				計画期間(H 24~H 28)						
	力事	主な施	具体的な	No.	成果指標:	成 果 指 標 名		 見状の数値	目標の数値		頁		
系	<del>丁</del> 項	策	な取組				年度		平成28年度	平成30年度			
			6	弁当	の日・親子料理教室・お魚料理教	<del></del> 室	•						
					/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	小学校	22	3 校	9 校	_			
				11	弁当の日実施学校数 	中学校	22	1 校	5 校		23		
				1.0		小学校	22	6 校	9 校	_			
				12	親子料理教室実施学校数 	中学校	22	2 校	5 校	_	23		
	7	特別	支援	教育	の推進								
		(2)	指導	体制	  の充実								
			6	特別	支援教育支援員の活用								
				1.0	<b>杜叫士拉拉</b> 本士拉马の「米	小学校	23	9人	9人	_	0.0		
				13	特別支援教育支援員の人数	中学校	23	3人	5人	_	26		
	8	健や	かな	体の	 育成								
		(3)	健康	教育	の充実								
			3	薬物	乱用防止教室								
				14	小学校実施学校数		23	8校	9 校	_	29		
	9	9	9	防災	教育	の推	進						
		(4)	ジオ	-パー	-クに関する取組								
			1	ジオ	パーク学習								
				1 5	シェイプ カ党羽中族党技術	小学校	23	9 校	9 校	1	31		
				15	ジオパーク学習実施学校数 	中学校	23	5 校	5 校	ı	31		
2 _	社会	教育	の推	進									
	1	「島原	市		1ねっこ運動」の推進								
		(3)	学杉	と地	域社会の連携								
			2	島原	市ひとづくり出前講座								
				16	出前講座開催回数(※)		22	44回	50回	50回	36		
	2	地域	の特	性を	生かした公民館活動の推進								
		(2)	各種	<b>堂</b> 学校	・講座の充実								
			1	女性	学級 ② 高齢者学級 ③	家庭教育学級	4	青年教室					
L				17	各種学級・講座参加者数(※)		22	15,589人	17,500人	18,000人	39		
	4	図書	館活	動の	推進								
		(1)	図書	館活	動の推進								
			1	図書	書の充実 ② 読書環境づくり ③ 学校図書館等との連携						1		
L				18	図書貸出冊数		22	260,667 冊	270,000 冊	_	42		
	6	文化	財の	保護	・公開・活用								
	(3) 文化財の保護												
			2	指定	文化財の保護・公開・活用								
				19	国登録文化財の数(※)		22	11件	20件	30件	48		
				, 3	市内の指定文化財の数(※)		22	88件	89件	90件	+0		
3 4		環境											
	1	学校	施設	の整	備・充実								
		(1)	学材	施設	め整備								
		① 学校施設の耐震対策											
				20	小・中学校施設の耐震化率(※)		23	92%	100%	100%	50		

<sup>(※)</sup>の成果指標は島原市市勢振興計画(第6次)でも設定しており、平成30年度の目標数値は同計画の数値です。

## 島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成23年5月2日教育委員会告示第6号 改正 平成23年5月30日教育委員会告示第8号

(設置)

第1条 島原市における教育の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を 策定するため、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に 基づき、島原市教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、基本計画の内容について検討及び協議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、12名以内の委員をもって組織する。
  - 2 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本計画が策定されるまでの間とする。

(会長等)

- 第5条 委員会に会長及び副会長を置く。
  - 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
  - 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集する。
  - 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
  - 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
  - 4 会長が必要と認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務グループにおいて処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、 教育長が招集する。

附 則(平成23年5月30日教育委員会告示第8号)

この要綱は、告示の日から施行する。

## 島原市教育振興基本計画検討委員会委員

No.	区分	所属団体等	氏 名	備考
1	学校関係者	島原市校長会	立花博	
2	学校関係者	島原市校長会	下岸良助	
3	学校関係者	島原市PTA連合会	太田道明	
4	学校関係者	島原市PTA連合会	田中孝子	
5	社会教育関係者	島原市社会教育委員	加藤勝彦	副会長
6	社会教育関係者	島原市青少年健全育成連絡協議会	田上利治	
7	社会教育関係者	島原市文化財保護審議会	岩永泰賢	
8	社会教育関係者	島原市民生委員児童委員協議会連合会	岡野千春	
9	学識経験者	島原市教育委員	佐藤利宗	会 長
10	公募	公 募 委 員	本 田 光 子	
11	公募	公 募 委 員	山 本 直 子	

# 島原市教育振興基本計画 ~生命・きずな・感謝の心~

〒859−1492

長崎県島原市有明町大三東戊1327

TEL 0957-68-1111

FAX 0957-68-5480

E-mail: kyosomu@city.shimabara.lg.jp